

平成 22 年度版

**安芸高田市の男女共同参画施策
実施状況報告書**

安芸高田市

目 次

第1部 安芸高田市の男女共同参画の現状

1	安芸高田市の人口	2
2	地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用	2
3	地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用	3
4	一般職員の在職状況	3

第2部 安芸高田市の男女共同参画の実施状況

1	平成22年度の主な啓発事業	4
2	安芸高田市男女共同参画プランの施策の実施状況	6
(1)	男女平等の意識づくり	6
(2)	ともに参画する社会づくり	10
(3)	自立した生き方づくり	14
(4)	安心して暮らせるまちづくり	19

H22年度 安芸高田市の男女共同参画の状況

平成22年4月1日現在

1 安芸高田市の人団

総人口 31,968人
男性 15,372人
女性 16,596人
世帯数 13,222世帯

(平成22年4月1日現在住民基本台帳登録者)

2 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用

審議会等名	設置根拠	委員总数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)
市町村防災会議	災害対策基本法第十六条	38	0	0.0
民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	2	14.3
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	2	22.2
介護認定審査会	介護保険法第十四条	27	5	18.5
社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	18	4	22.2
図書館協議会	図書館法第十四条	9	6	66.7
地方文化財保護審議会	文化財保護法第百九十条	10	0	0.0
障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条	11	4	36.4
児童館運営委員会	安芸高田市児童館条例七条	9	5	55.6
安芸高田市博物館協議会	安芸高田市博物館設置及び管理条例十一条	9	0	0.00
人権相談員	安芸高田市人権相談員設置条例第一条	3	1	33.3
生活相談員	安芸高田市生活指導員設置条例第一条	123	62	50.4
安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会	安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例第三条	5	1	20.0
安芸高田市体育指	スポーツ振興法第十九条	59	22	37.3

導員				
安芸高田市まちづくり委員会	安芸高田市まちづくり委員会設置条例第一条	30	11	36.7
安芸高田市国民保護協議会	安芸高田市国民保護協議会	28	7	25.0
安芸高田市男女共同参画推進審議会	安芸高田市男女共同参画推進条例第十八条	15	8	53.3
合 計		417	140	33.6
県内平均				23.8

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用

委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)
教育委員会	6	2	33.3
選挙管理委員会	4	0	0
公平委員会	3	0	0
監査委員	2	0	0
農業委員会	36	2	5.6
固定資産評価審査委員会	3	0	0
合 計	54	4	7.4
県内平均			10.2

4 一般職の在籍状況

区分	一般職 職員総数	うち女性 (人)	女性比率 (%)	一般職職 員のうち 管理職総 数	うち女性 (人)	女性比率 (%)
市町長部局	280	58	20.7	43	3	7.0
教育委員会事務局	54	30	55.6	6	1	16.7
保育所	47	45	95.7	0	0	0.0
その他行政機関	68	4	5.9	10	0	0.0
合 計	449	137	30.5	59	4	6.8
県内平均						12.2

平成 22 年度男女共同参画推進事業報告

【男女共同参画講演会】

1. 目的 豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざすため。
2. 日時 平成 22 年 9 月 5 日(日)
3. 講師 女優 中原ひとみさん
4. 演題 「命こそ宝 心も宝」
5. 参加者 360 人

【男女共同参画リレー講座】

1. 目的 安芸高田市内における男女共同参画を推進することを目的として、自己啓発の機会、男女でともに取り組む地域づくりを支援する
 2. 学習内容 男女共同参画に向けて基礎的な知識を身につけるため、身近なテーマや事例をもとに学習を深める。
テーマは、女性も男性も互いに理解し合い一人ひとりが輝いて生きていることの大切さを日常の生活と結びつけて考え方学習する
 3. 講師 生きがい情報士 井手口ヤヨイさん
 4. テーマ 「コミュニケーションで弾む 話・和・輪」
 5. 日時等 ①平成 23 年 2 月 14 日(月)
場所 美土里開発センター(美土里・高宮地域)
参加者 42 人(うち男性 16 人)
②平成 23 年 2 月 16 日(水)
場所 甲田ミューズ(甲田・向原地域)
参加者 23 人(うち男性 9 人)
③平成 23 年 2 月 24 日(月)
場所 クリスタルアージョ(吉田・八千代地域)
参加者 47 人(うち男性 13 人)
- 場所 クリスタルアージョ 小ホール
参加者 100 人

【男女共同参画に関する市民アンケート調査】

1. 目的 平成 17 年度に策定した「安芸高田市男女共同プラン」の見直しに向けて、市民の男女共同参画に関する取組の実態や問題点、意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的に実施した。
2. 調査対象 満 20 歳以上の市民
3. 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
4. 調査方法 郵送配布、郵送回収
5. 調査期間 平成 22 年 9 月 7 日(火)～9 月 24 日(金)
6. 回収結果 配布数 1,000 件
有効回収 396 件 有効回収率 39.6%
7. 現状と課題 別紙資料

【男女共同参画推進審議会】

1. 平成 22 年 6 月 29 日(火) 221 会議
議題 ①平成 21 年度男女共同参画推進事業について
②平成 22 年度男女共同参画推進事業について
③平成 21 年度年次報告（概要と取り組み方法について説明）
2. 平成 22 年 12 月 22 日(水) 401 研修室
議題 ①平成 21 年度男女共同参画施策の実施状況報告書（年次報告）の説明
②男女共同参画に関する市民アンケート集約状況

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

1 男女平等の意識づくり

(1)あらゆる世代における男女平等の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、幼児期から高齢期までの全ての世代において、男女平等の意識づくりの啓発を推進するとともに、適正な情報の提供と収集に努め、男女共同参画の実現に向けた施策の充実を図ります。

①広報・啓発の充実

○固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の浸透をはかるため、家庭・地域・職場における男女平等の意識啓発を促す啓発活動を推進します

○啓発資料の作成や女性問題啓発イベント、講演会、セミナーの実施など啓発事業の充実を図ります

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		129	男女共同参画事業	○すべての市民 (市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く 浸透啓発するとともに、男女共同 参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講演会・講座を開催 することにより、市民の男女共同参画社会の意識高 揚を図る	講座等参加者数：534人	男女平等意識づくりの浸透を図るために、啓発講座や リレーイベントの開催、啓発資料の配布を行い啓発 に努めてきた。平成21年度と比較して各種講演会、 講座の参加者数が減少している点が課題。ただし、 全体の参加者数に比して男性の参加率が11.6%増加 している点が効果があった。引き続き、市民への周 知のため広報やホームページを活用してを啓発を図 る必要がある。

②情報提供・収集の充実

○男女平等意識の啓発や女性問題への認識を深めるため、広報「あきたかた」をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配付などを通じた情報提供の充実に努めます。

○男女共同参画についての地域における実情や国・県、他の自治体の取り組みなどの情報を収集し、住民に提供するとともに、本市における総合的かつ体系的な男女共同参画施策の展開に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	政策企画課		120	広報事業	○広報紙：市民 ○ホームページ：市民、安芸高田市訪問者	○市役所からの情報を正確に伝え る。 ○活発な市民の活動を紹介するこ とで、市民の元気度を高める。 ○住民参加型の広報活動に取り組 むことでまちづくりを身近に感じ させる。	○広報紙を年12回発行 ○ホームページを運営	広報年間発行部数：157,200部 ホームページ更新件数：917件	広報紙では、大きな特集こそ組んでないが、関連し た講演会等を年間に渡り掲載し、市民の皆様に男女 がともに助け合う社会の重要性を伝えてきた。まだ 十分とは言えないため、これからも、ホームペー ジ・広報紙に記事掲載していく必要がある。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民 (市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く 浸透啓発するとともに、男女共同 参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催するこ とにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	男女共同参画施策の展開のため、他の自治体などの 取り組みを収集し、啓発講座やリレーイベントを開 催してきた。また、岩手県で開催された全国男女共 同参画宣言都市サミットに参加し全国的な取り組み を学んできた。今後もさらに情報の収集・提供の充 実を図る必要がある。

(2)男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進

男女平等の意識を広めるため、家庭や学校教育、生涯学習などにおける男女平等の視点に立った教育と学習の推進に努めるとともに、家庭・地域が相互に連携しながら日常的な啓発活動を推進します。

①学校教育における男女平等の推進

- 基本的人権を尊重し、男女平等観を育む児童生徒一人ひとりを大切にした男女平等教育を推進します。
- 男女平等観に立った教材、副読本等を用いると共に、性別にとらわれず、個々の能力、適正を重視した進路指導を行います。
- 技術家庭科の共修など男女平等に基づいた学校づくりを推進します。
- 職場体験や体験活動などを通じて、男女平等への理解を深めるよう、各学校における特色のある体験学習の実施を推進します。
- 男女平等教育を推進していくため、教職員の意識や資質の向上に向けた取り組みの充実を図ります。
- OPTA活動における男女共同参画を推進するため、男性や働いている女性の参加を促進します。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課		144	家庭教育事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	○家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し家庭教育に関する学習の機会を提供し、子どもの生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める（教育基本法第10条）。	1. 教育委員会又は所管の教育機関により家庭教育に関する研修・講座を実施する 2. 保育所やPTA、保護者会等の実施する家庭教育に関する研修講座を支援する 3. 「『親の力』を学びあう学習プログラム（広島県教育委員会の推進する参加体験型学習）」ファシリテーターの養成及び活用	講座開催回数：30回 参加者数：1,743人	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル・PTA・保護者会等と連携し、男女共同参画の視点もふまえ、保護者への家庭教育支援講座等の学習機会を提供している。
教育委員会事務局	学校教育推進室		168	人権教育推進事業	○幼稚園・小・中学校の教職員 ○幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒	○人権教育に関する教員の指導力の向上 ○児童生徒の豊かな人権感覚の育成	①教職員対象の人権教育研修会の開催 ②指導主事等の学校訪問による指導	人権教育に係る研修会：3回 校内研修の実施校数：10校	21年度同様、全学校において、全教育活動を通じた計画的・意図的な人権教育を展開し、児童生徒のみならず指導する教職員の人権尊重の精神を涵養することで、男女共同参画意識の基盤を固めることができた。
教育委員会事務局	学校教育推進室		169	体験活動推進事業	○幼稚園・小・中学校の教職員 ○幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒	○指導力の向上 ○児童生徒の豊かな心の育成	○目的遂行に向けての条件整備（補助金交付、バス借上げ、研修会の実施） ○安芸高田少年自然の家を活用した宿泊体験学習の実施	体験活動参加児童生徒数：3,427人	22年度は少年自然の家きらりの活用を拡大した。小学校5年生については、中学校区の合同合宿とし、多様な人間関係の中で思いやりや感謝の気持ちを育むことができた。
教育委員会事務局	学校教育推進室		170	キャリア教育推進事業	○園・小・中学校の教職員 ○園・小・中学校の園児・児童・生徒	①園・小・中学校の教職員の進路指導の状況把握及び情報提供、児童生徒の進路状況把握、キャリア教育研修会、学校訪問による指導 ②園児・児童・生徒の望ましい職業観・勤労観を育む。	①市内小中学校の進路指導の状況把握及び情報提供、児童生徒の進路状況把握、キャリア教育研修会、学校訪問による指導 ②市内小中学校の進路指導の状況把握及び情報提供、児童生徒の進路状況把握、職場体験学習の実施 ③市内園小中学校のキャリア教育研修会の実施	中学生の職場体験学習の実施 延べ人数：1,395人	望ましい職業観、勤労観を育てるために、発達段階に応じて、系統的、計画的なキャリア教育を実施した。
教育委員会事務局	学校教育推進室		177	人材育成事業	○幼稚園、小中学校教職員	○教職員の専門性の向上と職能成長を図る。 ○管理職の学校経営力及び校務運営能力を向上させる。	○管理職及び主任等の研修会の実施 ○人事評価実施 ○各種教育研究団体への負担金納付 ○校内研修講師謝金配当 ○教職員研修会参加負担金助成	研修会参加者数：240人 校内研修会参加者数：240人 管理職研修参加者数：41人	管理職及び主任研修会を年間を通して実施し、教職員の指導力の向上、職能成長を図った。 児童生徒理解、共感的な生徒指導、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の不祥事防止などについて、研修した。
教育委員会事務局	教育総務課		179	小・中学校管理運営事業	○小学校13校・中学校6校	○市内小中学校の学校運営を円滑に進めるとともに、適正な予算執行を促進する ○限りある予算の中で、最善の教育効果を実現するため、効率の良い適正な予算執行に努める ○事務局の直接管理と共同事務室の実効性の向上のために、予算執行体制の確立を図る	○ 学校運営上必要な経費を各校に予算配当 ○ 適正な予算執行指導（学校事務共同事務室及び各校事務職員を対象とする） ○ 学校運営に関する要望調整	児童・生徒数：2,291人	基本的人権を尊重し、児童生徒一人ひとりを大切にした男女平等教育に基づいた学校づくりを推進しています。 また、学校、家庭、地域の連携と協力による地域ぐるみの教育活動の充実を図り、地域に開かれた学校づくりを推進している。

②生涯学習における男女平等の推進

○男女平等の視点に立った教室・講座等各種事業の計画的な開催や住民が受講しやすい環境づくりに努めるとともに、住民の自主グループ活動を支援します。

○男女平等意識の高揚を図り、女性を取り巻くさまざまな問題について正しい理解と認識を深め、女性が主体的な生き方を選択できるよう、女性を対象とした学習機会と場の充実を図ります。

○男性が、固定的な役割分担意識から脱却し、個人として自立して生活していくことができるよう、男性を対象とした男女平等の意識啓発、育児・料理・介護等の自立のための学習機会の場の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課		138	高齢者大学開催事業	○安芸高田市の成人	○高齢者社会・長寿社会の中で、高齢者に学習機会を提供し、学習を通して地域における社会参加や社会貢献を促進するとともに、健康で心豊かに人生を送ることができる地域社会づくりをめざす。	○地域に根ざした特色ある教室・講座を開催する。	高齢者大学講座実施回数：50回 市民セミナー講座開催回数：19回 その他教室・講座回数：295回 高齢者大学新規講座参加者数：98人 市民セミナー・その他教室講座延べ参加人数：2,683人	市内文化センター及び公民館で、各町年7回から12回程度講座を実施し、内1回は男女共同参画に関する講座を実施している。また、運営委員会を構成している町については、男女それぞれの運営委員が役割分担を行い、男女共同参画の考え方を意識しお互いの意見を尊重しながら実施している。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

③家庭等における男女平等の推進

○家庭における男女平等の意識が推進されるよう、男女平等についての保護者への意識啓発に努めると共に、家庭教育・幼児教育についての講座の開催など学習機会の充実を図ります。

○幼稚園・保育所における発達段階に応じた男女平等意識の啓発に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課	再掲	144	家庭教育事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	○家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し家庭教育に関する学習の機会を提供し、子どもの生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める（教育基本法第10条）。	1. 教育委員会又は所管の教育機関により家庭教育に関する研修・講座を実施する 2. 保育所やPTA、保護者会等の実施する家庭教育に関する研修講座を支援する 3. 「『親の力』を学びあう学習プログラム（広島県教育委員会の推進する参加体験型学習）」ファシリテーターの養成及び活用	講座開催回数：30回 参加者数：1,743人	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル・PTA・保護者会等と連携し、男女共同参画の視点もふまえ、保護者への家庭教育支援講座等の学習機会を提供している。
教育委員会事務局	教育総務課		151	幼稚園管理運営事業	○吉田幼稚園児及び保護者	○幼稚園の運営に際し、入園・退園の管理や保育料の管理を円滑に実施する。 ○就学前教育を提供し、就学前の幼児の健やかな成長に資する	○入園及び退園通知の発行等にかかる就園事務 ○幼稚園保育料の徴収事務 ○幼稚園運営	入園総数：46人	幼稚園における「遊び」を中心とした教育課程の中で、発達段階に応じた男女平等意識の啓発に努めた。 家族や身近な人たちへの信頼関係を深め、幼児期における道徳性・規範意識の芽生えを大切に育成に努めた。
福祉保健部	子育て支援課		299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の施設の維持管理と事務の調整。	入所乳幼児数：594人 定員数：810人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。

(3)男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進

男女共同参画は、人権問題の一つであるとの基本的認識に基づいて、男女共同参画の視点に基づいた人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、関係機関との連携による人権教育・啓発の推進を図るなど、意識改革への取り組みを強化します。

①人権教育・啓発の推進

○「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、住民が主体的に人権問題に取り組める環境づくりを進め、人権教育・啓発の推進を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		221	人権啓発推進事業	○広くすべての市民を対象とする	○日常生活の中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが豊かで暮らしやすい社会の実現を目指す。	○人権啓発強調月間である7月に人権講演会・人権標語募集・人権パネル展示・映画上映を内容とした人権フェスティバルを開催 人権意識向上のリーダー養成として、人権啓発連続講座の開催	人権フェスティバル参加者数：600人 人権啓発標語応募数：2232人 人権啓発連続講座参加者数：517人	「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、講演会・講座等開催し人権教育・啓発の推進を図った。女性の人権ホットラインや子ども・高齢者・障がい者それぞれの専門人権電話相談所の案内を広報等で周知を図った。

②学習環境の充実

○学校・地域社会などにおける人権に対する学習機会の充実を図るために、講演会・講座の開催など多用な機会を提供するとともに、啓発資料の収集・作成・配付など、取り組みの充実に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
吉田人権会館			216	啓発・広報活動事業（吉田）	○吉田人権会館の管轄する吉田町の市民、ならびに企業、事業所、各種団体を対象とする。	○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識高揚を図り、お互いを認めて誰もが豊かで、暮らしやすい社会の実現を目指す。	○人権啓発は、基本意識の高揚を呼びかけるものであり、繰り返し必要。断続的に街頭啓発や啓発資料の配付を行う。 ○集中啓発として7月の安芸高田市人権啓発強調月間と12月人権週間に、参加しやすい啓発行事を実施する。 ○地域や職場で、人権意識高揚の役割を担っていた人権講座や研修会を実施する。	人権啓発紙配布数：16,020枚 人権講演会参加者数：960人 人権講座・研修会参加者数：448人	吉田地域の人権に対する学習機会の充実を図るために、講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
八千代人権福祉センター			217	啓発・広報活動事業(八千代)	○八千代人権福祉センターが管轄する八千代町の住民、並びに企業、事業所、各種団体に所属する市民を対象とする。	○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識効用を図り、お互いを認めて誰もが豊かで、暮らしやすい社会の実現を目指す。 ○誰もが、活動へ参加することへの呼掛け等に応じやすいよう多用な啓発方法を実施する。	○断続的な街頭啓発や啓発資料の配布を毎月行なう。 ○7月の安芸高田市人権啓発強調月間、12月の人権週間に合わせた参加しやすい啓発イベントを実施する。	人権啓発紙発行回数：0回 人権講演会参加者数：180人 人権啓発紙発行枚数：1,500枚	八千代地域の人権に対する学習機会の充実を図るために講演会・講座等を開催、年度末に八千代人権福祉センター独自の取り組みとして男性料理教室を開催。
たかみや人権会館			218	啓発・広報活動事業(高宮)	○たかみや人権会館の管轄する高宮町の住民、並びに事業所、各種団体を対象とする。	○日常生活の中で人権尊重の考えを多くの人が理解し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。	○各種人権講演やパネル展・イベントを開催し、人権意識の高揚を図る。 ○集中啓発を12月の人権週間に実施。〔各種団体と連携、人権テント村などを設置や人権文芸賞を開催し、人権意識の高揚を図る。〕	人権講演会参加者数：192人 人権講座・研修会参加者数：145人 街頭啓発・啓発誌配布数：450人 人権文芸応募作品数：268人	高宮地域の人権に対する学習機会の充実を図るために講演会・講座等を開催し、取り組みの充実を図った。参加者への啓発の意味と、参加頂けるように前回参加者への案内、直近の事業案内もその都度行き、そして、講座、講演会でのアンケートの実施を行い、次回の啓発事業に生かすように取り組んだ。新しい取り組みとして、PTAと共に研修会を企画した。しかし、講師の都合により未実施となつたが、これから世代を担う、保護者の方への啓発として、来年度に向けてのよいきっかけとなつた。
甲田人権会館			219	啓発・広報活動事業(甲田)	○甲田地域の市民及び企業、事業所、各種団体	○人権課題解決ため、基本的人権の尊重と人権意識の向上を図り、一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として考え方行動する。もって、差別のない、人・輝く安芸高田市の実現を目指す。	○啓発広報紙の全戸配布(会館だより、チラシ)を行う。啓発物の設置及び広報活動・人権パネル展を開催する。 ○啓発推進月間として、7月人権啓発強調月間講演会、12月人権週間記念講演会、3月人権のまちづくり講座を開催して集中啓発を行う。	人権講演会等参加者数：652人 人権啓発紙配布数：11,180枚 人権パネル展参加者数：274人	①講演会の司会と受付については、女性会に話しかけている。実際にやってもらっている。②会館だよりで講演会等の報告をするが、女性の感想意見を載せるようにしている。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	221	人権啓発推進事業	○広くすべての市民を対象とする	○日常生活の中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが豊かで暮らしやすい社会の実現を目指す。	○人権啓発強調月間である7月に人権講演会・人権標語募集・人権パネル展示・映画上映を内容とした人権フェスティバルを開催 ○人権意識向上のリーダー養成として、人権啓発連続講座の開催	人権フェスティバル参加者数：600人 人権啓発標語応募数：2232人 人権啓発連続講座参加者数：517人	相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっている。

③推進体制の充実

○男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、関係各課の連携を強化するとともに、人権問題に対する適切な対応ができるよう、相談事業や職員研修の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
吉田人権会館			238	総合相談事業(吉田)	○悩みを持つ市民	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談の適正指導を行うことで、早期解決を目指す	○悩みを持つ市民に、専門の相談員複数により定期総合相談を開催し、専門性を發揮して助言や、悩みを取り除く	巡回相談受付件数：365件 総合相談会受付件数：32件 相談員研修への参加者数：61人	吉田地域の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。
八千代人権福祉センター			239	総合相談事業(八千代)	○悩みを持つ市民・相談を受ける担当者	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上を行ない、相談内容に対して適正な指導を行うことで、悩み事の早期解決を目指す。	○来館が難しい市民に対して出向いての対応や、来館相談者に対して職員が対応する。	巡回相談：80件 一般相談：81件	八千代地域の人権に対する適切な対応ができるよう関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。
たかみや人権会館			240	総合相談事業(高宮)	○各種問題の悩みを持つ市民	○悩みを聞いてその解決方法の助言や悩みを取り除く	○地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行なう。 ○職員・相談員の資質向上のための各種研修〔相談員連絡会〕	巡回相談世帯数：48戸 一般相談件数：361件 相談員研修回数：17回	高宮地域の人権に対する適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談事業や職員研修の充実を図った。
甲田人権会館			241	総合相談事業(甲田)	○悩みを持つ市民及び担当者。	○開設相談や訪宅相談を行い、悩みごとを聞きながら解決方法の助言や指導を行うことで早期解決を目指す。 ○各種研修会に参加し担当者の資質向上を目指す。	○生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 ○相談しやすい館運営と職員・相談員の資質向上のため各種研修やケース会議を行う。 ○相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。	地域巡回相談件数：65件 一般相談件数：934件 相談員研修回数：24回	相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっている。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

(4)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革

社会制度や地域社会の慣行にとらわれることなく、男女共同参画の視点に立って、ものごとを正しく判断し、実践していくよう、住民一人ひとりや地域社会における意識改革を促進します。

①広報・啓発活動の充実

○広報・啓発を積極的に展開し、生涯学習や日常的な地域活動を通じた男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しを推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発とともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	啓発講座やリレーイベントを開催し、男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しについて、特別相談会や啓発活動の広報を行ってきたが、さらに啓発を図る必要がある。

②主体的な取り組みの支援

○男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しに向けて、国・県等への要望していくとともに、身近な地域社会における社会制度、慣行についての点検・見直しについての住民の主体的な取り組みを支援します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		227	人権啓発推進団体活動支援事業	○人権啓発推進団体	○自主活動の活性化を図る	○人権啓発活動団体や女性団体への活動費の一部補助を行う。 ○各団体の活動内容 ①市民を対象とした同和問題等の連続講座開催。②市民を対象とした人権講演会・地域学習会を開催。③人権擁護に係る啓発活動(人権の花運動等)。④会員を対象とした各種研修会への参加。など	活動支援団体数：6団体	女性連合会等への活動支援を行い、市民の主体的取り組みを支援した。

③法律・制度の理解促進

○男女共同参画に基づく法律・制度について、正しい理解が深まるよう、普及啓発に努めるとともに、人権が侵害された場合における行政相談や人権擁護機関等の積極的な活用を促進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	総務課		122	行政相談事業	○市民・行政相談委員	○国の行政機関に関する要望や意見などの相談業務を行う行政相談委員との連携を図る	○相談日の調整と広報、啓発 ○1日総合相談の開設	相談件数：22件	平成21年度末に女性の相談員が辞職されたため、男性の相談員のみとなっていたが、任期満了に伴う平成23年度当初に向け、女性の相談員を推薦する手続きを平成22年度中に取った
福祉保健部	社会福祉課		265	社会福祉団体援助事務事業	○安芸高田地区保護司会員並びに遺族会・原爆被害者会員	○青少年の非行防止と犯罪防止運動の推進 ○原爆被害者間の医療・福祉の向上を図るために活動と、原爆死没者へ対する慰靈そして核廃絶を目指す活動を支援する。 ○戦没者の慰靈と遺族間の相互扶助等、遺族連合会活動を支援することを目的とする。	○安芸高田地区保護司会・原爆被害者連絡対策協議会及び遺族連合会に対して補助金を交付する	安芸高田地区保護司会会員数：22人 遺族連合会会員数：360人 原爆被害者対策連絡協議会会員数：763人	男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解するよう各補助団体と連携を図った。

2 ともに参画する社会づくり

(1)施策・方針決定の場への女性参画促進

男女双方の視点に立ったものの見方や考え方を政策・方針に反映していくよう、各種委員会や審議会、その他の施策・方針決定の場、行政管理職員、企業などいろいろな組織、機関などあらゆる分野での積極的な女性の参加促進を図ります。

①審議会等への女性の参画促進

○各種審議会、委員会等への女性の登用を積極的に推進し、女性委員の占める割合の向上に努めるとともに、審議会等の性格を考慮しながら女性委員の定数化の導入を検討します。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	まちづくり支援課		124	地域振興支援事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている活動団体や市民。	○地域事情に応じた様々な活動を通して、個性と魅力ある地域づくりを推進するための活発な地域振興活動を、安心して継続できるよう支援する。	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりセンター保険	活動助成事業実施組織数：31組織 地域イベント開催回数：6回 コミュニティ助成件数：3件 地域活動中の事故件数：6件	住民と行政による協働のまちづくりを推進していくため、地域振興会等への女性の参加を促進するための支援を行った。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	各種審議会、委員会等への女性の登用を積極的に推進するよう努めた。審議会等の女性登用については、各審議会にバラつきがあり課題が残っている。また、審議会等の女性委員の定数化の導入については検討中。

②団体などへの女性登用の働きかけ促進

○JA、商工会、社会福祉協議会など地域における各種団体・組織及び企業において、積極的に女性を登用するよう働きかけます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	社会福祉課		264	社会福祉協議会事業援助事業	○安芸高田市社会福祉協議会と、それを母体としてボランティア活動に参加したい、ボランティアを必要とする市民。	○安芸高田市社会福祉協議会の健全な運営と、事業の円滑遂行を推進するとともに、ボランティアセンター(安芸高田市社会福祉協議会)に配置された、ボランティアコーディネーターを中心として、地域において多彩な地域福祉活動が実施される状態とします。また大規模災害が発生した場合は、災害応援等市町間の連絡、連携の要として活動する。	○地域福祉の推進として公共性・公益性の高い事務を行う事務職員に対して、人件費補助を行う。安芸高田市(福祉保健部)と安芸高田市社会福祉協議会で定期的に協議会を開催し、各種福祉事業について、統一的な行動が行えるよう調整する。ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たす、ボランティアの登録、相談、支援コーディネート、ボランティア養成講座の開催、各種ボランティア活動の実施を行う。	ボランティア延べ活動回数：9回 ボランティア延べ活動者数：286人 ボランティアセンター登録者数：757人	安芸高田市社協の理事・監事は18名で内平成22年度末現在4名(22.2%)が、同じく評議員31名の内13名(41.9%)が女性である。今年度は役員の改選があり、昨年度に比べ、どちらも1名増となった。今後も女性の登用率の向上を目指すよう働きかけを行う予定である。
産業振興部	地域営農課		381	農業生産者組織育成事業	○農協の生産者部会に加入する農業者	○生産技術の向上による産地拡大と経営安定のための生産者組織の活性化を図る。	○農協の生産者部会の活動助成 ○各団体主催の研修会、総会等への参加	補助金申請団体数：4団体	農業者団体である農協に対して、女性参画機会の拡大の働きかけを行なった。
産業振興部	商工観光課		396	商工業団体支援事業	○安芸高田市商工会(市内の商工業者)	○本市の地域経済団体である商工会が、その機能を活用して、市内商工業者の経営の改善発展を支援するための措置を講ずることにより、市内商工業者の経営基盤の充実を図り、もって本市経済の健全な発達に寄与する。	○経営改善普及事業－経営指導員(7名)による経営相談窓口巡回・個別・集団指導の実施(金融・税務・経理一般・経営革新・労務・取引・情報化等) ○地域総合振興事業－組織拡充強化活動・青年部、女性部活動・情報サイト運営事業・産業活動支援センター運営事業等 ○青色申告会・労働保険事務・経理事務等事業主の事務代行等	経営指導件数：3,337件 講習会受講延人数：1,666人 金融のあっせん件数：60件	商工会事務局内の女性登用について、働きかけを行なった。

③女性の人材登録の促進

○広く女性の能力と経験を活用していくため、個人情報の安全確保を基本として、女性人材登録制度を創設し、有効な活用を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	広く女性の能力と経験を活かしていくための女性人材登録制度を検討中。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

(2)家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくため、家庭での男女平等を確立するよう、男性の生活的自立を図るとともに、男女が共に責任を負う家庭のあり方についての啓発を推進します。

また、地域活動への女性の参画を促進し、バランスの取れた地域社会を形成していくよう、意識啓発や活動支援を図ります。

さらに、男女が経済活動とともに担い女性の経済的自立を促進していくため、働く場において男女平等の機会と条件が確保されるよう、女性の就労を支援する体制づくりを推進します。、

①家庭での男女共同参画の推進

○各種講座・研修会等を通じて、男性の家事・育児・介護への参加に向けた意識啓発に努めます。

○男性の家事・育児参加を促進・支援するため、男性の生活的自立や子育てを支援する学習機会を提供するとともに、学習内容の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	啓発講座やリレーアイベントを開催し、学習会を提供し、男性の家事等への参加啓発に努めた。昨年に比して男性の参加率は11.6%増加した。

②地域活動への女性の参画促進

○市内における女性団体・グループ・サークル等の育成や活動の支援を行うとともに、団体等の交流を促進し、情報交換等を通じたそれぞれの活動の活発化を促進します。

○地域女性リーダーの育成を図るため、各種講演会・研修等への派遣を行うとともに、女性を対象とした学習機会を提供します。

○地域活動における男女共同参画を進めるため、男性の参加を促進するとともに、地域振興組織、女性団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	まちづくり支援課	再掲	124	地域振興支援事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている活動団体や市民。	○地域事情に応じた様々な活動を通して、個性と魅力ある地域づくりを推進するための活発な地域振興活動を、安心して継続できるよう支援する。	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりセンター保険	活動助成事業実施組織数：31組織 地域イベント開催回数：6回 コミュニティ助成件数：3件 地域活動中の事故件数：6件	まちづくりや住民自治などを行っている団体や市民に対し、地域活動への女性の参画を促進するための支援を行った。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	227	人権啓発推進団体活動支援事業	○人権啓発推進団体	○自主活動の活性化を図る	○人権啓発活動団体や女性団体への活動費の一部補助を行う。 ○各団体の活動内容 ①市民を対象とした同和問題等の連続講座開催。②市民を対象とした人権講演会・地域学習会を開催。③人権擁護に係る啓発活動（人権の花運動等）。④会員を対象とした各種研修会への参加。など	活動支援団体数：6団体	人権啓発推進団体に対し、地域活動への女性の参画を促進するよう支援を行った。

③職場における男女平等の推進

○多様な働き方への支援

●農業に携わる女性組織の活動を支援するとともに、就労環境の改善に向けた基盤整備など条件整備を促進します。

●自営業を営む女性や事業の共同経営者のネットワークづくりを促進し、情報交換などを通じた能力の向上や事業の活性化を促進します。

●生活体験や地域活動、農業などを通じて生まれた共同事業や起業を支援し、多様な働く場の創出に努めるとともに、情報や交流の場を提供し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	男女機会均等の確保・待遇の改善、女性の職業能力開発と就労支援を関係機関で行われていたが、市独自の啓発はできなかった。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
産業振興部	地域営農課		382	担い手育成事業	○認定農業者等担い手農家 ○農業振興資金利用農家 ○アグリフーズ出荷野菜生産農家	○職業として自立できる農家の育成 ○農業者・法人の経営改善計画の認定 ○意欲的な農業者の育成	○研修会や情報提供 ○農業資金の利子補給助成 ○共同利用機械の整備 ○経営構造対策事業等の担い手育成のための国県事業の活用 ○就農塾開催等による新たな担い手の掘り起こし(基礎コース、実践コース)	利子補給件数：50件 経営改善計画認定数：13件 就農塾開催回数：19回	経営改善支援や農業情報の提供により、女性のビジネスチャンスの拡大などに努めた。また、産直塾、実践塾を開催し、新たな担い手の掘り起こしとともに、塾生同士の交流によるネットワークづくりを行った。
産業振興部	商工観光課	再掲	396	商工業団体支援事業	○安芸高田市商工会(市内の商工業者)	○本市の地域経済団体である商工会が、その機能を活用して、市内商工業者の経営の改善発展を支援するための措置を講ずることにより、市内商工業者の経営基盤の充実を図り、もって本市経済の健全な発達に寄与する。	○経営改善普及事業－経営指導員(7名)による経営相談窓口巡回・個別・集団指導の実施(金融・税務・経理一般・経営革新・労務・取引・情報化等) ○地域総合振興事業－組織拡充強化活動・青年部、女性部活動・情報サイト運営事業・産業活動支援センター運営事業等 ○青色申告会・労働保険事務・経理事務等事業主の事務代行等	経営指導件数：3,337件 講習会受講延人数：1,666人 金融のあっせん件数：60件	働く場の創出など、商工会の会員の中で働きかけをお願いした。
教育委員会事務局	生涯学習課		140	IT基礎技能習得講座事業	○安芸高田市民及び市内在勤者で、特に高齢者及びパソコン初心者	○「パソコンは使えない」「コンピューターはわからない」など、生活全般に広がっているコンピューター関連事業に対する恐怖感又は嫌悪感を取り除き、情報化社会への適応を促す。	○H21年度まで、旧町単位6施設で開催していたが受講人数の減少により、H22年度は市民文化センター(吉田)1会場とする。 H22年度は「ワード入門講座」等11講座を計画していたが、入門編のみ実施し応用編は実施しなかつたため6講座となった。	講座実施回数：6講座 受講者数：104人	市民文化センターを会場に、男女共同参画の視点もふまえ、パソコンの基本操作習得を目的にパソコン教室を開催し、市民に学習機会を提供している。

(3)行政の男女共同参画推進の取り組み

本市における男女共同参画を促進していくため、行政内部の取組を強化し、女性職員のあらゆる分野への参画や積極的かつ適正な登用など、住民にわかりやすいかたちで全庁的な男女共同参画を推進します。

①女性職員の職域拡大

○固定的な概念を廃し、あらゆる分野への女性の参画を基本とし、女性職員の職域の拡大を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	総務課		439	職員人事管理事業	○安芸高田市職員	○職員の勤務労働条件の整備をはじめ、4月の定例異動、新規職員採用、また職員不足の部署には人材派遣を求めるなど、職員個々の能力が十分に発揮され、その結果住民福祉が向上するよう、側面から職員の士気の高揚やモラルの向上、労働条件の整備を図る。	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度における重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率：34.4% 全職員に対する非正規職員の割合：48.55%	適材適所の人事配置を基本としつつ、平成23年度における人事異動は、女性職員の職域拡大を最大限考慮することとし、職種転換を図る女性職員を中心に研修を行った。

②女性職員の管理、監督者への登用促進

○男女の別なく、能力と適正に応じて民主的かつ公平な職員配置に努めるとともに、能力に応じた女性職員の管理、監督者への登用を進めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	総務課	再掲	439	職員人事管理事業	○安芸高田市職員	○職員の勤務労働条件の整備をはじめ、4月の定例異動、新規職員採用、また職員不足の部署には人材派遣を求めるなど、職員個々の能力が十分に発揮され、その結果住民福祉が向上するよう、側面から職員の士気の高揚やモラルの向上、労働条件の整備を図る。	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度における重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率：34.4% 全職員に対する非正規職員の割合：48.55%	男女の別なく、能力と適性に応じて民主的かつ公平な職員配置に努め、管理職(課長職)及び監督者(係長等)への登用を図った。

③女性職員の方針決定の場への参画促進

○計画や施策の決定などに女性職員の意見が反映されるよう、方針決定の場への女性職員の参画に努めます。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	総務課	再掲	439	職員人事管理事業	○安芸高田市職員	○職員の勤務労働条件の整備をはじめ、4月の定例異動、新規職員採用、また職員不足の部署には人材派遣を求めるなど、職員個々の能力が十分に発揮され、その結果住民福祉が向上するよう、側面から職員の士気の高揚やモラルの向上、労働条件の整備を図る。	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度における重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率：34.4% 全職員に対する非正規職員の割合：48.55%	管理職（課長職）及び監督者（係長等）への登用の推進を通して、各種計画や政策決定の場への女性の進出を図った。

3 自立した生き方づくり

(1)自立の意識の確立をめざして

男女が、お互いに一人の人間として、自らの意思で、人生や生き方を選択し、決定することが尊重され、また、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を図ります。

①男女の意識改革の推進

○男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、男女共同参画についての意識啓発の充実を図ります。

○女性や男性が家事・育児・介護において、均衡の取れた分担のもとで、それぞれが人生を豊かに生きることができるよう、男女平等の視点に立った意識改革を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、講演会やリレー講座を通じて男女共同参画についての意識啓発、意識改革に努めた。

②女性の自立意識の向上

○女性が一人の人間として、自立していくことができるよう、女性を取り巻く問題や主体的な生き方についての情報、学習の機会を提供し、女性自身の自立意識の高揚を図るとともに、女性の自立に向けた主体的な取組を支援します。

○妊娠や出産について女性が自己決定できる権利について、女性が基本的人権として認識するよう、情報提供や広報活動の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	啓発講座や人権講座などで、女性の自立意識の向上のための情報提供に努めた。

(2)子育てをしやすい環境の整備

男女ともに、それぞれの生活が自立でき、子育てをしやすい社会にしていくため、多様なニーズに応えた保育内容の充実を進めるとともに、子育てに関する情報や学習機会の提供、保護者の交流などを促進し、地域全体での子育て支援の充実を図ります。

①保育の充実

○多様な保育需要に対応し、低年齢時保育、乳児保育、延長保育等保育サービスの充実を図ります。

○保育所の老朽化に対応し、施設・整備の改修等安全で快適な保育環境の確保に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課	再掲	299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の施設の維持管理と事務の調整。	入所乳幼児数：594人 定員数：810人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課		300	私立保育園事業	○私立保育所に通う乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。 ○私立保育所に通う乳幼児にも適正な保育サービスを提供する。	○私立保育園運営にかかる経費の支払い。 ○私立保育園運営に対する補助金申請。 ○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。	乳幼児数：266人 定員数：240人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。
福祉保健部	子育て支援課		301	保育所施設整備事業	○安芸高田市内3歳未満児（日中養育を受けることができない乳幼児及びその保護者）	○安芸高田市の保育所入所希望（3歳未満児）の入所待機児童の解消 ○市内保育所の適性配置、統廃合 ○既存施設の維持管理	○向原こばと園の新築	指定管理・運営事務：1件	修繕等を行い、環境整備に努めた。

②子育て支援体制の充実

- 総合文化保健福祉施設の整備に伴い、子育て支援センターを設置し、保育所等の連携を図りながら、保育に関する専門的な知識の提供や育児相談の実施など、施設整備を活かした支援体制の充実を図ります。
- 子育てサークルの育成や活動支援を推進するとともに、保護者同士の交流の機会と場の提供を図ります。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業の実施を推進します。
- 男性のための育児教室や子育て講座の開催、講演会など、生涯学習における子育て支援のための事業の充実を図るとともに、男女の幅広い参加を促進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課	再掲	144	家庭教育事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	○家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し家庭教育に関する学習の機会を提供し、子どもの生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める（教育基本法第10条）。	1. 教育委員会又は所管の教育機関により家庭教育に関する研修・講座を実施する 2. 保育所やPTA、保護者会等の実施する家庭教育に関する研修講座を支援する 3. 「『親の力』を学びあう学習プログラム（広島県教育委員会の推進する参加体験型学習）」ファシリテーターの養成及び活用	参加者数：1353人 講座開催回数：24回	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル・PTA・保護者会等と連携し、男女共同参画の視点もふまえ、保護者への家庭教育支援講座等の学習機会を提供している。
福祉保健部	子育て支援課		306	ファミリーサポートセンター事業	○育児支援が必要と認められる世帯 ○小学校3年生までの子どもとその保護者（障害等のある子どもの場合は中学3年生まで）	○子育て中の保護者の負担軽減 ○家庭的なサポートによる子どもの健全育成 ○子どもを預ける保護者（依頼会員）と預かる市民（提供会員）の育児支援ネットワークの形成	○子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○依頼会員の希望に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をし、子育ての知恵を伝えたり子どもの成長をともに見守る体制を作る	提供会員登録数：69人 依頼会員登録数：80人 利用回数：381回 利用時間数：482. 16時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。
福祉保健部	子育て支援課		308	子育て支援等相談事業	○諸問題を抱える児童（18歳未満）	○学校、児童相談所、民生委員・児童委員など関係機関と連携した相談指導体制により児童を取り巻く諸問題に適切に対応し、児童を健全に育成する。	○家庭児童相談事業 ○子育て支援相談事業	相談件数：116件 相談回数：649回	家庭における適正な児童養育など家庭児童福祉向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。

③児童の育成環境の整備

- 児童が放課後、安全に過ごすことができるよう、児童館や児童クラブの運営の充実を図ります。
- 身近な地域社会の仲で、幼児や児童が安全で快適に活動することのできる子育てにやさしいまちづくりを推進します。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業の実施を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課		305	児童館・児童クラブ事業	○児童（小学生） ○保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学生）	○健全な遊びを与えて、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、健全育成を図る。 ○生活指導を行い、健全育成を図る。	○健全な遊びの指導、クラブ活動及びレクリエーションに関する指導。 ○健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動。 ○児童館3館、児童クラブ10クラブ運営。	児童館入館者数：144人 児童クラブ入会者数：423人 負担金徴収・受付事務：567人	放課後、児童を預かることで保護者の就労支援をし、男女共同参画に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課	再掲	306	ファミリーサポートセンター事業	○育児支援が必要と認められる世帯 ○小学校3年生までの子どもとその保護者（障害等のある子どもの場合は中学3年生まで）	○子育て中の保護者の負担軽減 ○家庭的なサポートによる子どもの健全育成 ○子どもを預ける保護者（依頼会員）と預かる市民（提供会員）の育児支援ネットワークの形成	○子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○依頼会員の希望に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をし、子育ての知恵を伝えたり子どもの成長をともに見守る体制を作る	提供会員登録数：69人 依頼会員登録数：80人 利用回数：381回 利用時間数：482. 16時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。

(3)農山村における男女平等参画の推進

農山村の女性の地位向上を図るために、啓発活動を行うとともに、女性の経営上の位置づけを明確化し、農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動等への女性の一層の参画、農業経営者の育成などの環境整備を進めます。

①女性が活動しやすい環境づくりの推進

○家庭や地域社会における男女の固定的な役割分担意識の解消を促進し、地域において女性の社会参画を推進していくため、福祉サービスを始め、家事・育児・介護における女性の負担を軽減していくための施策の充実を図ります。

○地域の各種団体の政策・方針決定過程において、女性参画機会の拡大に理解を求め、男女共同参画の地域づくりを推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		284	家族介護支援事業	○在宅で高齢者を介護している家族等。	○在宅で高齢者の介護をしている家族が安心して介護できる環境を作り、高齢者の在宅福祉の向上を図ること。	○家族介護教室を開催し介護の知識や技術の習得をしてもらい、介護用品の支給券の交付、介護手当の支給を行い介護家族の経済的負担を図る。また、家族介護者リフレッシュ事業を開催し、在宅で介護している家族の方同士の交流を図る。	家族介護教室開催回数：12回 家族介護教室参加者：228人 介護用品支給者数：283人 家族リフレッシュ事業参加者（介護者）：144人 家族介護手当支給者数：26人	家族介護支援事業を実施し、在宅の家族介護者の財政的負担や精神的負担の軽減等を図った。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の施設の維持管理と事務の調整。	入所乳幼児数：594人 定員数：810人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。
産業振興部	地域営農課		379	農業経営体制整備事業	○地域農業集団 ○認定農業者等農業生産者	○担い手と集落の役割分担と持続可能な農業生産体制の整備	○研修会、情報提供や農業推進班長の設置 ○集落等での座談会への出席 ○地域営農支援事業（担い手農家・営農集団等の規模拡大のための機械導入助成、市単独事業）	農業推進班長設置人数：440人 集落営農高度化検討組織数：5組織 地域営農支援事業実施件数0件 地域農業集団研修会開催回数：12回	地域農業集団等の研修会に女性の参加を促し、経営技術の向上と共に、集落営農における女性の参画を推進した。

②経済的地位向上と就業条件・環境整備

○農業経営における女性の経営上の地位向上を図り、農業の振興を推進していくため、家族経営協定の促進、農業経営法人化など農業経営基盤の強化を推進し、女性の就業上の地位の明確化を推進します。

○女性を農業経営者として育成していくため、JA・関係機関と連携し、各種研修や講習など多様な情報や学習機会の提供に努めます。

○6次産業化など地域の特性を活かした新規産業への女性の取組を支援するとともに、農林業、商工業、観光など異業種に就業する女性相互の交流を促進し、就業環境の向上を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
農業委員会事務局	農業委員会事務局		373	農業委員会運営事業	○農業に関わりをもっている者 ○農地の各種権利関係等を設定しようとする者 ○農地を転用しようとする者	○農業生産力の発展及び農業経営者の合理化を図り、農家の地位向上に寄与する。	○農地法第3条に基づく農地の所有権移転、第4条に基づく農地の転用、第5条に基づく農地の転用と所有権移転にかかる審査及び許可証の発行 ・非農地の証明 ・農業用施設届及び農地改良届の受理 ・農業経営基盤強化促進法にかかる農地の権利関係の設定 ○農業委員数 36名（農地委員 19人・農政委員 18人）	農地法許可申請件数：178件 農業者年金新規加入者数：1人 農地利用集積計画筆数：2,614筆	農業経営において、女性の地位向上を目指すとともに、女性農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るため、加入者数に影響されにくい長期的に安定した農業者年金の加入促進に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
産業振興部	地域営農課		377	農業振興推進体制整備事業	○市、農協、公社、農委、県の関係機関や担当職員、市内の農業者	○担当職が職務に必要な知識等を身につけ、市の農業振興の方向性を検討し、市民に理解をしてもらう	○研修会等へ参加及び関係機関との会議・連絡調整を密にする。 ○市、農協、農業委員会、西部農業技術指導所等で構成する安芸高田市農業振興協議会を定期的に開催。	協議会開催回数：2回 協議会部会、運営委員会開催回数：17回	JAや県等の関係機関と連携を図り、女性農業経営者の育成も視野に入れて、研修会等の学習機会の提供に務めた。
産業振興部	地域営農課	再掲	379	農業経営体制整備事業	○地域農業集団 ○認定農業者等農業生産者	○担い手と集落の役割分担と持続可能な農業生産体制の整備	○研修会、情報提供や農業推進班長の設置 ○集落等での座談会への出席 ○地域営農支援事業（担い手農家・営農集団等の規模拡大のための機械導入助成、市単独事業）	農業推進班長設置人数：440人 集落営農高度化検討組織数：5組織 地域営農支援事業実施件数0件 地域農業集団研修会開催回数：12回	農業経営の法人化等を促進し、農業経営についての研修の機会を設けるとともに、地域や法人内での役割分担を行い、女性の経営上の地位の向上を推進した。
産業振興部	地域営農課		386	特産振興・都市農村交流促進事業	○特産品生産者。 ○都市農村交流施設利用者。	○特産品の振興と都市農村交流の促進による農家経済の安定化を図る。 ○食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するため特別栽培農産物認証制度の充実を図る。	○特別栽培農産物の認証。 ○都市農村交流施設におけるイベント開催、販売等の活動に対する支援。（広報活動：新聞折込など） ○市内4か所にある農産物の加工・販売施設の管理運営	指定管理施設数：6件 認証制度の利用件数：5件 都市農村交流施設でのイベント数：55件 施設での特産品販売総額：299, 605円 認証農産品目の累積数：67件	農業振興施設の活用と地域でのとし交流事業の実施により、農業に就業する女性と異業種の交流を促進した。また、農産加工等6次産業を推進し、地域の特性を活かした産業への女性の取り組みを支援した。

(4)高齢者の主体的活動を支える条件整備

高齢者が地域社会において、主体的に生活していくことができるよう、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会の確保を図ります。

また、学習機会を拡充し、社会参画と生活の安定を図るなど、高齢社会に対応した生活設計の支援の充実を図ります。

①就労支援の充実

○高齢者の豊かな経験や知識を活かし、多様な就業の場を提供するため、シルバー人材センターの組織の充実を促進し、事業の拡充を図ります。

○団塊世代の定年退職を控え、就農や起業を支援する体制の整備を推進し、UJIターンを促進するとともに、高齢者のパワーを活用した地域の活性化を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		296	シルバー人材センター助成事業	○概ね60歳以上で定年退職者等のシルバー人材センター会員。	○就業の場を通じて地域社会への貢献と自らの健康づくり、生きがいの充実ができる環境づくりを支援する。	○臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために、就業機会を確保し、組織的に提供する。また、無料の職業紹介事業を行い、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行なう。その他就業を通じて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図るために事業を行なうための助成を行なう。	シルバー人材センター会員数：326人 受注件数：2, 257件 就業実人数：330人 就業延人数：19, 605人	シルバー人材センター及びその会員が適切に就労機会を確保できる環境整備を図った。
産業振興部	地域営農課	再掲	382	担い手育成事業	○認定農業者等担い手農家 ○農業振興資金利用農家 ○アグリフーズ出荷野菜生産農家	○職業として自立できる農家の育成 ○農業者・法人の経営改善計画の認定 ○意欲的な農業者の育成	○研修会や情報提供 ○農業資金の利子補給助成 ○共同利用機械の整備 ○経営構造対策事業等の担い手育成のための国県事業の活用 ○就農塾開催等による新たな担い手の掘り起こし（基礎コース、実践コース）	利子補給件数：50件 経営改善計画認定数：13件 就農塾開催回数：19回	産直塾、実践塾の開催により、定年退職後の就農者の掘り起こしと農産物の栽培技術の支援を行った。

②社会参画の推進

○高齢者が社会で自立した一員として、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習やスポーツ・レクレーション活動、世代間交流など多様な機会と場の提供を図ります。

○老人クラブ活動の活性化を促進するとともに、定年後における多様な分野での新たな視点から社会参加を促します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	文化・スポーツ振興室		206	スポーツ教室・大会等開催事業	○市民	○市民の体力向上、健康増進、スポーツ技術の向上、スポーツによる交流の促進。	○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催	教室等開催数：26回	ラジオ体操の集い・ソフトバレー大会・グランドゴルフ大会・マラソン大会等、高齢者をはじめとした世代間交流と健康づくりめざす各種大会が各地域で開催され、支援を行った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		295	老人クラブ連合会助成事業	○地域を基盤とした健 康づくり、高齢者の支え合い、社会奉仕等を目的とした高齢者の自 主的な団体老人クラブ連合会の会員。	○活動の充実を図り、高齢者が長年養ってきた豊かな経験と知識を持って、可能な限り住み慣れた地 域で安心し、生きがいを持って暮らす高齢者を増やすため、老人クラブの取組を促進、支援する。	○老人クラブ連合会に補助金を交付し、連合会が地 域の連合会に補助金の配分を行い、地域の連合会は その補助金を単位老人クラブに配分している。老人 クラブ活動は友愛活動、奉仕活動、健康活動、学習 活動、生きがい活動が主なもので連合会、単位クラ ブで連携し実施している。	老人クラブ連合会会員数： 4,102人 単位老人クラブ数：89クラブ 活動開催数：5,943回 出席延人数：36,231人	高齢者の社会参加や高齢者の地域貢献推進のため、 老人クラブ連合会への支援を行い、老人クラブ活動 の活性化を促進した。

(5)社会支援を必要とする女性(男性)のための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人の自立を促進し、生活の安定を確保するよう、相談・情報提供の充実、就労の促進などの条件整備に努めます。

①相談体制の充実

○高齢者・障がいのある人、ひとり親家庭、低所得者等の生活上の諸問題について、適切な指導・助言を行い、自立を支援していくため、相談機能の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		287	高齢者福祉相談事業(高齢者福祉課)	○高齢者及びその家 族。	○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう相談を行 イ支援する。	○支援を必要とする高齢者に保健・医療・福祉サービ スをはじめとする適切な支援へのつなぎを図り、相 談内容に即したサービスなどの紹介等を行った。ま た、心配ごと相談等を社会福祉協議会へ委託し高齢 者等の不安の解消を図った。	心配ごと相談開催回数：60回 弁護士相談開催回数：24回	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来 るように、心配ごと相談、弁護士相談をおこない生 活不安解消に努めた。
福祉保健部	高齢者支援室		290	総合相談事業(高齢者福祉課)	○、高齢者及びその家 族・高齢者を支える地 域住民市内に住所を有 する高齢者	○住み慣れた地域で安心してそ の人らしい生活を維持していくこ とが出来るよう相談・支援を行 う。	○高齢者に関する様々な相談を総合的に受けける。ま た高齢者の実態把握で高齢者の心身の状況等の把握 し、保健・医療・福祉等適切なサービス紹介・利 用へつなげていく等の助言・支援を行う。また、これ らの業務を高齢者支援センターだけで行うのではなく、地 域の身近な相談窓口として、プランチ(在宅 介護支援センター(市内6箇所))に委託して行っ ている。	総合相談件数：5,146件	総合相談を実施し、高齢者の相談の充実を図るとともに、地域ケア体制の整備を図った。相談内容は介 護保険サービス、認知症に関する相談が多く、適切 なサービスや機関の紹介等を行い、制度の活用につ なげた。
福祉保健部	社会福祉課		312	相談指導事業	○安芸高田市出身およ び在住の障がい(児) 者とその家族	○地域で安心して生活ができるよ う、あらゆる関係機関が連携をし て、日常生活問題の相談とその解 決策を考える	○生活に必要な問題の相談事業を2箇所の障害福祉 施設に委託。身体障害者相談員は旧町に各1名を知 的障害者相談員は1名を任命し配置し、障がい者や その家族による相談を受け問題解決に対応して いる。 ○障害者相談員の活動について明記されたもののがな く、様々な問題について相談を受ける場合について 連絡会を開催	自立支援協議会：27回 障害者生活相談支援事業： 2,738件 相談員相談件数：134件	相談支援事業所の相談員は男性2名、女性2名で、 男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。
福祉保健部	社会福祉課		320	生活保護総務事業	○生活保護法に係る事 務担当職員(ケースワー カー)、及び生活保 護制度利用対象住民	○生活保護制度の適正実施が図 られるようにし、もって対象者の生 活的・社会的・経済的な自立を援 助すると共に、生活意欲の助長を 図る。	○民生オンラインによる事務処理の推進 ○関係職員の、研修・啓発事業の実施 ○生活保護受給対象者本人や関係先の訪問調査の実 施 ○レセプト点検を専門職へ外部委託する ○嘱託医に医療要否意見書等の審査を委嘱する。 ○関係機関(ハローワーク)との密接な連携に基づい て、生活保護受給者等就労支援事業への参加を促進 する。 ○関係機関との連携を図りながら、適切な指導・助 言を行って、対象者の自立を援助する。	計画した訪問のうち計画月に 実施した訪問実績数：615人 レセプト点検による効果額(調整額)：399312円 生活保護受給者等就労支援事 業における事業参加者数：24人 生活保護受給者等就労支援事 業における目標達成者数：4人	高齢者・障がいのある人、ひとり親等の被保護者世 帯の自立を支援するために、関係機関と連携した就 労支援事業や訪問等の適正実施に取り組んだ。ま た、そのために必要な職員の研修も実施した。
福祉保健部	子育て支援課		323	母子自立支 援事業	○母子・寡婦(DV被害 者を含む)	○生活の安定を図り、自立を促進 していく	○母子寡婦福祉会補助金事業。安芸高田市母子寡婦 福祉連合会へ活動費補助金を交付する。 ○児童扶養手当事業。父と生計を同じくしていない 世帯に手当を支給する。 ○DV被害を受けた母子の身辺保護と生活再建のた めの施設措置に関する委託料の負担(相談・保護一 切の事務)。	児童扶養手当：214世帯 母子生活支援：30件 母子寡婦福祉会会員数：184人	ひとり親家庭の福祉向上を図るために、相談対応や助 言指導を行った。また、児童扶養手当事業により、 生活の自立を促進した。

②自立の支援

○高齢者が家庭や地域で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、就業機会の提供や社会参画の促進に努めます。

○障がいのある人の生活保障と就労の支援に努めるとともに、社会参画のための環境整備や多様な機会の提供を図ります。

○ひとり親家庭、低所得者については、生活の実情に応じた経済的支援や生活支援など、関係制度・施策を効果的に活用し、生活の安定と自立を促進します。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者支援室		281	介護予防事業(高齢者支援室)	○概ね65歳以上の高齢者。(一般高齢者・特定高齢者・要支援1~要介護5)	○心身の状態や環境の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等が効率的に実施することで、要介護状態や要支援状態になることを予防していく。	○一般高齢者に対する介護予防啓発・リーダー研修・地域住民グループ助成を行った。また、特定高齢者・一般高齢者に対する通所サービスや訪問による個別指導を行い、介護予防支援を行った。	通所型介護予防事業延利用者数: 876人(委託先: 8事業所、直営教室: 6回) 訪問型介護予防事業延利用者数: 51人 介護予防講演会・研修会等参加者数: 1579人	高齢者が家庭や地域で自立した生活ができるよう、介護予防を推進し社会参加の促進に努めた。
福祉保健部	社会福祉課		317	地域生活支援事業	○在宅で生活している障がい者や、障がい者を介護している家族の方	○障がいを持つ児童、生徒の放課後の居所をつくり、健全な育成を図るとともに、その家族の就労を支援する。 ○在宅で生活している障がい者及びその家族の経済的負担の軽減をはかる。 ○施設入所している障がい者の地域移行、就労を支援する。	○障害児療育支援事業 ○障害者授産施設等通所者交通費助成事業、重度心身障害者通院費補助金、障害者住宅整備利子補給事業、在宅障害者介護手当事業 ○施設入所者就職支度金支給事業	福祉ホーム利用者延人数: 791人 重度心身障害者通院費支給人數: 153人 在宅障害者介護手当受給者数: 90人	障がいのあるなしに関わらず、地域で生活するための支援を行った。
福祉保健部	社会福祉課		321	生活保護扶助事業	○市内に居住又は現在地を有し、生活困窮に陥っている世帯で、生活保護法による援助を求める世帯	○病気や失職などの事情で生活困窮に陥り、あらゆる努力をしても、なおかつ最低限度の生活が営めない世帯に対し、その最低限度の生活を保障する。 また、一日も早く自分の力で生活することができるよう援助する。	○訪問等によりそれぞれの世帯の困窮の程度を確認し、基準に基づき適正な金銭給付又は現物給付を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、経済的、精神的に自立が図られるよう適切な指導・助言を行い対象者の自立を援助する。 ○関係機関(ハローワーク)との密接な連携に基づき、生活保護受給者等就労支援事業への参加を促進する。	月平均保護世帯数: 205世帯 月平均保護人數: 332人 年間訪問調査件数: 935件	ひとり親の被保護世帯に対して、その生活の実情に応じた助言・指導や生活保護費支給による経済的支援を行い、生活の安定と自立が図られるよう援助した。
福祉保健部	保健医療課		322	ひとり親家庭等医療公費負担事業	○ひとり親家庭等医療の受給対象者は次の条件をすべて満たす者。ひとり親家庭の父又は母及び児童(児童の年齢は0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)であること。医療保険に加入していること。ひとり親家庭の父又は母が安芸高田市に住所を有していること(住所地特例対象者は除く)。所得税非課税世帯であること。	○ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする	○受給対象者の医療費の自己負担分一部助成。平成18年7月末までは医療費と自己負担分全額を公費が負担していた。しかし、ひとり親家庭等医療費公費負担事業を今後とも安定的で持続可能な事業とするために、受益と負担の関係の見直しを図った結果、平成18年8月1日以降は1医療機関につき1日250円の一部負担金を導入した。平成20年8月1日以降は一日500円となった。	ひとり親家庭医療費支給額: 8,153,898円 ひとり親家庭医療費支給件数: 2,955件 ひとり親医療受給者数(年度末): 325人	ひとり親家庭等の生活実情に応じてひとり親家庭医療費を支給し、生活の安定と自立を促進した。

4 安心して暮らせるまちづくり

(1)生涯を通じた健康づくり

生涯にわたる健康づくりを支援するため、健康づくり意識の啓発に努めるとともに、健康づくりを支援する保健サービスの充実など推進体制の充実を図ります。

男女共同参画がお互いの性や生き方を尊重し、主体的な生き方を選択できるよう、お互いの性や自分の体を大切にしていくことを学ぶ機会の提供に努めます。

①健康づくりの推進

○栄養・運動・休養の総合的な視点に基づく一次予防に重点を置いた健康づくりの普及・啓発を推進します。

○健康教育、乳ガン・子宮ガン検診等の健康診査、骨粗しょう症検診など女性のライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、検診結果のフォローアップ体制を確立し、生活習慣の改善など疾病予防対策の充実を図ります。

○女性のライフステージに応じた健康講座の開催や健康相談など、心の健康づくりを支援する体制の充実を図ります。

○妊娠婦、乳幼児の健康保持増進を図るよう、妊娠・出産・育児の各時期を通じて一貫した母子保健対策の充実を図ります。

○生涯を通じて気楽にスポーツに親しみ、健康・体力づくりができるよう、軽スポーツの普及や各種スポーツ教室の開催など、女性がスポーツに親しむ機会と場の提供に努めます。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	文化・スポーツ振興室	再掲	206	スポーツ教室・大会等開催事業	○市民	○市民の体力向上、健康増進、スポーツ技術の向上、スポーツによる交流の促進。	○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催	教室等開催数：26回	誰もが気軽にスポーツに親しむことができる軽いスポーツやニュースポーツに関わる教室の開催を、総合型地域スポーツクラブや地区体育協会等と連携して行った。
福祉保健部	保健医療課		243	「健康あきたかた21」計画策定事業	○市民	○健康あきたかた21を推進することで、市民一人ひとりが「栄養・運動・休養」のバランスのとれた生活習慣を身につけ、主体的な健康づくりに努める。	○推進協議会全体会の開催（5回）規約、全体・部会での取り組みの計画、研修会、実践報告し、共有する。 ○推進協議会役員会（隨時必要に応じて）中間評価、事業の企画、検討 ○推進協議会部会（4部会開催）今年度の具体的取り組みの実践、来年度の取り組みの検討	全体会、部会開催回数：36回 健康まつり参加者数：401人	健康あきたかた21推進計画に基づき、健康づくりの普及啓発を推進した。健康フェスタ・市民健康ウォーキング・成人式での啓発・JAまつりへの協賛・小学生への禁煙教育・自殺予防対策シンポジウム等を開催した。
福祉保健部	保健医療課		249	母子保健健診事業	○安芸高田市に住所を有する妊婦及び乳幼児＊（市実施分）乳児健診検査：9～11か月児　1歳6か月児健診検査：1歳6か月～1歳8か月児　3歳児健診検査：3歳4か月児～3歳6か月児　1歳6ヶ月児・3歳児健診精神発達精密検査及び事後指導（医療機関委託分）妊婦・乳児一般健診検査	○妊婦が早期から定期受診ができるようにし、妊婦・胎児の健康状態を確認して必要な医療や指導が受けられ、安心・安全な出産が迎えられるようにする。乳児・1歳半児・3歳児各期における健診を実施し、発達障害の早期発見のためのスクリーニングを行い、必要な医療や支援が受けられるようになると共に、保護者の育児不安を解消し健やかな成長発達を促す。	○集団健診として、市が対象者を呼び出し実施する乳児健診検査、1歳6か月児健診検査、3歳児健診検査。健診検査後のフォローとして1歳6ヶ月児・3歳児健診精神発達精密検査及び事後指導 ○妊娠届時受診票を発行し、医療機関委託で妊婦一般健診検査、子宮頸がん検査、乳児一般健診検査を実施。	乳幼児健診受診者数（乳児・1歳6か月児・3歳児健診検査）：540人 医療機関委託妊婦一般健診受診者数：2,223人 医療機関委託乳児一般健診受診者数：343人	妊婦の健康管理を促し、乳幼児の健やかな成長発達や保護者の育児を支援するため、妊婦受診券を発行したり、乳幼児の定期健診を実施した。また、乳幼児健診後スタッフミーティングを行い、今後の支援を検討するとともに、精査者等支援が必要な乳幼児には、医療機関等への照会や精査や子育て相談・支援（療育教室や赤ちゃん教室等による）を行い、母子保健対策の充実を図った。
福祉保健部	保健医療課		250	母子支援事業	○妊娠婦・乳幼児とその保護者 ○育児に強い不安や負担のある保護者	○食生活や口腔衛生などの、子育てに必要な知識や生活習慣を身につけてもらう。 ○保護者の育児不安・悩みを軽減し、子どもが健やかに成長するとともに、保護者が楽しく子育てしていくことができる。 ○妊娠や出産育児に対する不安の軽減ができ、健やかな妊娠・出産が迎えられる。	○乳幼児健康教室（身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導） ○歯科健康教室（歯科衛生士、保健師によるしか保健指導） ○相談会（身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別保健指導、心理判定員による専門的な相談会） ○家庭訪問（新生児訪問ほか乳幼児や妊娠婦を対象とした家庭訪問）・未熟児養育医療給付事業 ●根拠法令：母子保健法	乳幼児健康教室（延参加者数）：763人 相談会（延参加者数）：790人 赤ちゃん訪問（新生児・乳児）（延件数）：180件	妊婦・乳幼児に関する健康教室や相談会を実施し、母子保健対策の充実を図った。また、赤ちゃんの全戸訪問や支援の必要な乳幼児の訪問・相談などを行い保護者の育児不安の解消・支援を行った。発達支援が必要な乳幼児が増加傾向にあり、今後専門的な知識・技術を習得していく必要がある。
福祉保健部	保健医療課		251	老人保健健診事業	○がん検診：健康増進法に基づき実施。40歳以上の住民（一部20歳以上）＊【特定健診：高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市内に居住し、安芸高田市国民健康保険被保険者35歳以上の人（35歳から39歳までは単市として受診啓発の取り組みとして実施）】	○がんを早期に発見し、適切な治療及び生活習慣病の改善を防ぐための支援を行い、健康な生活を送ることができる。	○総合健診は6月～7月及び10月の期間、市内9会場で21日間、健診機関へ委託し実施している。 ○1日人間ドックについては4月～12月の期間、7ヶ所の検診機関へ委託し実施している。 ○がん検診項目として、胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺がん検診を実施。	検診受信者：4,719人 乳がん・子宮がん検診受信者数：2,800人	女性特有のがん検診に取り組み、受診啓発とともにアンケートを実施しがんについての理解や受診行動について把握した。また、健康フェスタにおいて、民間団体（ピンクリボン）と共に催し、若い年齢層に啓発した結果、受診率の向上につながった。
福祉保健部	保健医療課		252	成人支援事業	○おおむね40歳以上の市民	○健康に対する知識、生活習慣の改善方法を学び、実践し、健康的な保持増進を図るとともに、生活習慣病の予防に努める。医療費の削減。	○生活習慣病予防の運動や栄養教室、運動普及としてプール健康教室、ウォーキング大会の実施している。また、健康相談や家庭訪問をとおして健康づくりのための個別支援を行っている。	健康教室参加者数：2,077人 ウォーキング大会：84人	健診結果をもとに、特定保健指導対象者の全戸訪問し、対象者のニーズに応じた支援につながっている。また、生活習慣病予防については、健康あきたかた21の計画ともリンクさせ、事業を実施した。市内全地域への啓発を、浸透させていく必要がある。

②生命と性の尊重

- 男女がお互いの生命と性を尊重しあい、性に対する正しい知識を基に生命の尊さを理解できるよう、学校教育や生涯学習などにおける生命と性についての学習機会の充実を図ります。
- 女性が妊娠や出産について、女性の自己決定権が尊重されるよう、性についての正しい知識や情報を提供し、女性の自己決定についての意識の啓発を推進します。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課	再掲	138	高齢者大学開催事業	○安芸高田市の成人	○高齢者社会・長寿社会の中で、高齢者に学習機会を提供し、学習を通して地域における社会参加や社会貢献を促進するとともに、健康で豊かに人生を送ることができる地域社会づくりをめざす。	○地域に根ざした特色ある教室・講座を開催する。	高齢者大学講座実施回数：50回 市民セミナー講座開催回数：19回 その他教室・講座回数：295回 高齢者大学新規講座参加者数：98人 市民セミナー・その他教室講座延べ参加人数：2,683人	市内文化センター及び公民館で、各町年7回から12回程度講座を実施し、内1回は男女共同参画に関する講座を実施している。また、運営委員会を構成している町については、男女それぞれの運営委員が役割分担を行い、男女共同参画の考え方を意識しあいの意見を尊重しながら実施している。
教育委員会事務局	学校教育推進室	再掲	168	人権教育推進事業	○幼稚園・小・中学校の教職員 ○幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒	○人権教育に関する教員の指導力の向上 ○児童生徒の豊かな人権感覚の育成	①教職員対象の人権教育研修会の開催 ②指導主事等の学校訪問による指導	人権教育に係る研修会：3回 校内研修の実施校数：10校	○21年度同様、全学校において、全教育活動を通じた計画的意図的な人権教育を展開し、児童生徒のみならず指導する教職員の人権尊重の精神を涵養することで、男女共同参画意識の基盤を固めることができた。
福祉保健部	保健医療課	再掲	250	母子支援事業	○妊娠婦・乳幼児との保護者 ○育児に強い不安や負担のある保護者	○食生活や口腔衛生などの、子育てに必要な知識や生活習慣を身につけてもらう。 ○保護者の育児不安・悩みを軽減し、子どもが健やかに成長するとともに、保護者が楽しく子育てしていくことができる。 ○妊娠や出産育児に対する不安の軽減ができ、健やかな妊娠・出産が迎えられる。	○乳幼児健康教室（身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導） ○歯科健康教室（歯科衛生士、保健師によるしか保健指導） ○相談会（身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別保健指導、心理判定員による専門的な相談会） ○家庭訪問（新生児訪問ほか乳幼児や妊娠婦を対象とした家庭訪問）・未熟児養育医療給付事業 ●根拠法令：母子保健法	乳幼児健康教室（延参加者数）：763人 相談会（延参加者数）：790人 赤ちゃん訪問（新生児・乳児）（延件数）：180件	妊娠・乳幼児に関する健康教室や相談会を実施し、母子保健対策の充実を図った。また、赤ちゃんの全戸訪問や支援の必要な乳幼児の訪問・相談などを行い保護者の育児不安の解消・支援を行った。発達支援が必要な乳幼児が増加傾向にあり、今後専門的な知識・技術を習得していく必要がある。

(2)生活安定のための条件整備

地域における福祉意識の高揚を図りつつ、介護保険サービスの充実など高齢者施策の推進、障害のある人の権利擁護と心のバリアフリーを推進するなど、住民ニーズに合わせた福祉の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの視点に立った高齢者や、障害のある人をはじめとするすべての人に配慮した生活環境の整備を図ります。

①総合的な福祉サービスの充実

- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、介護予防を推進とともに、住宅の提供等生活の安定のための支援を進めます。
- 介護保険制度を適正に運営し、要介護高齢者等に対する住宅・施設サービスの充実を図るとともに、地域ケア体制の整備を図ります。
- 障がいのある人が主体的に福祉サービスを選択できるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、相談体制や療育体制の充実を図ります。
- 認知症高齢者や意思の疎通が困難な障害のある人が、福祉サービスの利用や資産管理で不利益を被ることのないよう、権利擁護に関する住民意識の啓発や利用援助などの事業推進を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		272	介護保険制度運営事業	○介護保険被保険者及びその家族	○介護や支援が必要となった被保険者が、いつでも必要な介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度を円滑に運営する	○介護保険電算処理システムを構築（改修）し、事務処理の正確・迅速化を図る。 ○介護保険制度や介護サービス等について、パンフレット等による啓発を行うとともに介護保険に関する相談等を受けることにより、介護保険の円滑な運営を行う。	要介護認定者数（月平均）：2,520人 介護サービス利用者数（月平均）：2,050人	介護を社会全体で支え、介護や支援が必要となった被保険者が、いつでも必要なサービスを受けることができるよう、個人の尊厳と男女平等の理念の元、介護保険制度の適切な運営に努めた。
福祉保健部	高齢者福祉課		275	介護保険給付・適正化事業	○介護や支援が必要な被保険者及びその家族	○介護や支援が必要となった被保険者へ必要な介護サービスを提供する。また、低所得者へは利用者負担の軽減を行う。	○介護サービス提供事業者や受給者からの請求に基づき、適正に行われたサービスについて介護給付費の支払いを行う。また、低所得者へ対して利用者負担の軽減を行う。	居宅介護サービス受給者数（年間）：17,576人 施設介護サービス受給者数（年間）：6,218人 地域密着型サービス受給者数（年間）：757人	介護や支援が必要となった被保険者へ必要な介護サービスを提供し、低所得者へは利用者負担の軽減を行い、不正な介護サービスを減少させ、サービス受給者が個人の尊厳を尊重した質の高いサービスを受けることができるよう介護保険制度の適切な運営を図った。
福祉保健部	高齢者福祉課		278	介護予防サービス計画作成事業	○介護保険で要支援1・要支援2の認定者のうち、介護予防サービスの利用を希望するもの。	○介護予防サービスの利用を希望する方のニーズにあった介護予防サービス計画を作成し、心身の状態を向上又は維持するよう支援する。	○対象者のアセスメントを行い、介護予防プランを作成し、心身の向上又は維持するよう介護予防サービスの提供を行った。また、一定期間ごとに、サービス提供後の評価及び再アセスメントを行い、介護予防プランの見直しを行った。	介護予防サービス計画作成延べ件数（委託分）：1885件 介護予防サービス計画作成延べ件数（直営分）：3404件	支援者の介護予防サービス計画を作成し、本人の意欲を引き出し適切なサービスを提供する事により、介護予防を行った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		283	介護予防在宅支援事業	○概ね65歳以上の高齢者(一般高齢者・特定高齢者・要支援1,2高齢者・要介護1~5高齢者) 平成21年度からの安心生活創造事業は高齢者のみではなく、障がいのある方も対象に含み一般会計の事業であるが生活支援の観点からこのシートに記述し	○要支援高齢者等に在宅支援のサービスを提供し、在宅サービスの支援を行う。 また、地域の介護力を高めるために、平成21年度から生活・介護サポート養成事業を行っている。	○在宅高齢者にサービス(外出支援・寝具乾燥・訪問理美容・配食・住宅改修費申請支援・日常生活用具支援)の提供を行う。また、生活介護サポート養成講座を行い、安心生活創造事業の対象者(地域で孤立する可能性がある高齢者等)へ必要な見守り支援等を行う。	配食サービス事業配食総数：13,141人 外出支援サービス延利用者数：1,004人 寝具類乾燥消毒サービス延利用者数：220人 訪問理美容サービス延利用者数：253人 日常生活用具支給事業：38	高齢者が安心して暮らすことができるよう、配食サービス事業等を実施し、要支援高齢者の在宅サービスを支援した。在宅高齢者にサービスを提供することにより、住み慣れた地域での生活維持を助長をすることができた。
福祉保健部	高齢者福祉課		285	生活支援ハウス管理委託事業	○60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難であって、高齢のため独立して生活することに不安のある者。(在宅生活が困難な虚弱高齢者)	○生活の場を確保するため、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、心身機能の向上、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図り、入所者のニーズにあったサービスの提供を受けること。	○生活支援ハウス施設入所者(入居期間：原則3ヶ月)のニーズに効果的、効率的に対応するため、併設する特別養護老人ホーム等の指定管理者に管理運営を委託し、サービスの向上と経費の節減等を図る。	延入所者数：4人 入所者滞在日数：151日	高齢者が安心して暮らすことができるよう、生活支援ハウスを運営し、生活支援のための住宅の提供を図り、在宅生活が困難な高齢者に対し、生活の場を提供し、入所者の生活不安の解消をすることができた。
福祉保健部	高齢者支援室	再掲	290	総合相談事業(高齢者福祉課)	○、高齢者及びその家族・高齢者を支える地域住民市内に住所を有する高齢者	○住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくことが出来るよう相談・支援を行う。	○高齢者に関する様々な相談を総合的に受けた。また高齢者の実態把握で高齢者の心身の状況等の把握し、保健・医療・福祉等適切なサービス紹介・利用へつなげていく等の助言・支援を行う。また、これらの業務を高齢者支援センターだけで行うのではなく、地域の身近な相談窓口として、プランチ(在宅介護支援センター(市内6箇所))に委託して行っている。	総合相談件数：5,146件	総合相談を実施し、高齢者の相談の充実を図るとともに、地域ケア体制の整備を図った。相談内容は介護保険サービス、認知症に関する相談が多く、適切なサービスや機関の紹介等を行い、制度の活用につなげた。
福祉保健部	高齢者支援室		292	権利擁護事業	○困難な状態にある高齢者	○権利を守り、地域において尊厳のある生活を維持し、自分らしく安心して生活を送ること。	○地域の住民、民生委員、介護支援専門員の支援だけでは十分に問題が解決できない困難ケースや高齢者虐待・消費者被害などのケースについて関係機関との連携を取り対応する。成年後見制度の利用についても相談・支援を行う。また、権利擁護について講演会を実施し、広報・啓発等取り組みを行う。本年度は「成年後見制度利用支援事業」について、市長申立に限らず利用できるよう、要綱改正を行った。	成年後見制度利用支援件数：1件 広報回数：1回 相談対応件数(虐待)：16件 相談対応件数(消費者)：3件 相談対応件数(成年後見制度)：14件	高齢者が、福祉サービスの利用や資産管理で不利益をこうむることのないよう、権利擁護に努めた。センターの社会福祉士を中心に困難ケースが発生した場合、関係機関との連携を図り支援を行った。
福祉保健部	社会福祉課		310	自立支援給付事業	○障害福祉サービス利用者 ○自立支援医療(更生医療)更生医療が必要な身体障がい者 ○自立支援医療(精神通院)集中・継続的な精神の病気の治療で通院している人	○障がい者の自立支援を目的に社会参加の促進を図るために、施設を利用して就労訓練や日常生活訓練などの自立訓練をはかり、居宅介護(ホームヘルプ)サービスや短期入所(ショートステイ)サービスを利用したり、地域生活を行っていくために、障がい者同士が共同生活(グループホーム)を営んだりする。また身体障がい者の日常生活、職業生活を改善し、その福祉の増進や精神障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を受けられるよう支援する。	○居宅介護(家事援助、身体介助)サービス、短期入所、グループホーム、施設入所支援(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、補装具給付事業等の福祉サービス、自立支援医療給付(精神通院)、更生医療給付を利用しながら、障がい者の自立に向けた生活を様々なサービスを組合せて支援する。	施設訓練等給付件数：4,353件 身体障害者補装具給付件数：71件 ホームヘルプサービス延べ利用人数：591人 ショートステイ延べ利用日数：772日 自立支援医療費受給者数：282人	障がいのある人が自立を図るために、施設を利用して、就労訓練や、生活訓練を行ったり、居宅で生活するための支援を行った。
福祉保健部	社会福祉課		311	権利擁護事業	○判断能力に乏しい又は恐れのある知的障がい者、精神障がい者	○一人で日常生活ができないなど、判断能力に欠ける障がい者の財産等を管理し、本人が日常生活に困らないよう、障がいについて援助する制度を市長が必要と判断し裁判所に申立をして権利擁護を進める	○成年後見申立てに必要な書類作成および後見人となる候補者選定により、障がい者の権利擁護を行う。	成年後見(市長申立)申請件数：0件 成年後見制度支援件数：0件 相談件数：1件	判断能力が乏しいことで、福祉サービスの利用や資産管理で不利益をこうむることのないよう、権利擁護に努めた

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	社会福祉課	再掲	312	相談指導事業	○安芸高田市出身および在住の障がい(児)者とその家族	○地域で安心して生活ができるよう、あらゆる関係機関が連携をして、日常生活問題の相談とその解決策を考える	○生活に必要な問題の相談事業を2箇所の障害福祉施設に委託。身体障害者相談員は旧町に各1名を知的障害者相談員は1名を任命し配置し、障がい者やその家族による相談を受け問題解決に対応している。 ○障害者相談員の活動について明記されたものがない、様々な問題について相談を受ける場合について連絡会を開催。	自立支援協議会：27回 障害者生活相談支援事業：2,738件 相談員相談件数：134件	相談支援事業所の相談員は男性2名、女性2名で、男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。
福祉保健部	社会福祉課		313	社会参加支援事業	○本市出身・在住障がい児(者) ○社会参加する安芸高田市在住の聴覚・視覚障がい者及び肢体不自由1~2級身体障害者手帳・療育手帳A、マルA所持者及びその他市長が特に必要と認めるもの。	○障がいの有無にかかわらず、すべての人が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな福祉社会を築くため、在宅福祉サービスを中心に地域における自立を支援する。	○障害者日常生活用具給付事業、地域生活アシスタンスト事業、要約筆記奉仕員養成事業、手話奉仕員養成事業、声の広報等発行事業、重度障害者移動支援事業、スポーツ・レク教室開催事業、福祉ホーム事業、コミュニケーション支援員派遣事業、通所サービス利用促進事業、地域活動支援センター事業、FD大会、自動車運転免許取得事業、自動車改造事業、交流キャンプ事業、日中支援事業	日常生活用具給付件数：691件 日中一時支援利用者：220人 移動支援利用者数：81人	障がいのあるなしに関わらず、地域で生活し、様々な社会活動に参加するための支援を行った。
福祉保健部	社会福祉課		316	相談支援事業	○障害がある、発達上の配慮をするなどで生活上の困難を持つ児童とその保護者 ○障害や発達上の困難性のある子どもの保育者、教員等の支援者	○障害がある子どもや発達上支援の必要な子どもについての心身発達上の問題や悩みや育児上の困りごとが解決できる。 ○配慮を要する子どもとの関わり方を工夫し、健やかな育児ができる。 ○保護者の育児不安や負担感が軽減する。 ○これらのことを通して子どもの発達上の二次障害を防ぐことができ、健やかな成長が期待できる。	○療育相談 個別相談 月2回 施設支援 (保育所・学校) 月2回 発達支援教室 月2回 (対象者一人あたり6回受講)	個別相談件数：45件 施設支援件数：57件	障がいのある子どもや発達上支援の必要な子どもについての心身発達上の問題や悩みや育児上の困りごとの相談をとおして、保護者の育児不安や負担感の軽減を図った。
福祉保健部	社会福祉課	再掲	317	地域生活支援事業	○在宅で生活している障がい者や、障がい者を介護している家族の方	○障がいを持つ児童、生徒の放課後の居所をつくり、健全な育成を図るとともに、その家族の就労を支援する。 ○在宅で生活している障がい者及びその家族の経済的負担の軽減をはかる。 ○施設入所している障がい者の地域移行、就労を支援する。	○障害児療育支援事業 ○障害者授産施設等通所者交通費助成事業、重度心身障害者通院費補助金、障害者住宅整備利子補給事業、在宅障害者介護手当事業 ○施設入所者就職支度金支給事業	福祉ホーム利用者延人数：791人 重度心身障害者通院費支給人數：153人 在宅障害者介護手当受給者数：90人	障がいのあるなしに関わらず、地域で生活するための支援を行った。

②地域福祉活動の推進

○社会福祉協議会を中心として、地域振興会などの地域の組織・団体と連携し、住民や地域で支え合う地域福祉体制の充実を促進します。

○ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	まちづくり支援課	再掲	124	地域振興支援事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っていいる活動団体や市民。	○地域事情に応じた様々な活動を通して、個性と魅力ある地域づくりを推進するための活発な地域振興活動を、安心して継続できるよう支援する。	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりセンター保険	活動助成事業実施組織数：31組織 地域イベント開催回数：6回 コミュニティ助成件数：3件 地域活動中の事故件数：6件	まちづくりへの積極的な参加の促進を図り、各町まちづくり委員5名の内、それぞれ1~3名は女性委員が選任され、市民自らによるまちづくりの取組推進のため、活動連携や情報交換を行っている。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	社会福祉課	再掲	264	社会福祉協議会事業援助事業	○安芸高田市社会福祉協議会と、それを母体としてボランティア活動に参加したい、ボランティアを必要とする市民。	○安芸高田市社会福祉協議会の健全な運営と、事業の円滑遂行を推進するとともに、ボランティアセンター（安芸高田市社会福祉協議会）に配置された、ボランティアコーディネーターを中心として、地域において多彩な地域福祉活動が実施される状態とします。また大規模災害が発生した場合は、災害応援等市町間の連絡、連携の要として活動する。	○地域福祉の推進として公共性・公益性の高い事務を行う事務職員に対して、人件費補助を行う。安芸高田市（福祉保健部）と安芸高田市社会福祉協議会で定期的に協議会を開催し、各種福祉事業について、統一的な行動が行えるよう調整する。ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たす、ボランティアの登録、相談、支援コーディネート、ボランティア養成講座の開催、各種ボランティア活動の実施を行う。	ボランティア延べ活動回数：9回 ボランティア延べ活動者数：286人 ボランティアセンター登録者数：757人	ボランティア活動など地域福祉活動の促進のため、安芸高田市ボランティアセンターへ活動費の支援を行った。 社会福祉協議会においても、補助金協議の中、活動内容や経費の見直し等を行い効率的な運営活動に努めている。

③福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての住民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザインを基本とした建築物、道路、公園等の公共施設の整備を進めます。
- 民間建築物についても、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に則した整備を指導するとともに、JR駅やバスのバリアフリー対策について、交通事業者に働きかけます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
建設部	管理課		1	都市計画法・建築基準法関連事業	○建築物等を建築・改築・修繕等を行おうとする人又は事業者 ○建築物の解体工事等を行おうとする人又は事業者	○建築物等に係る規制を認識してもらい、法律・条令に沿ったまちづくりを進めて良好な住環境を形成してもらう。	○建築確認申請受付進達事務、現地調査・調書作成業務 ○福祉のまちづくり条例届出受付事務、調書作成業務 ○建築リサイクル受付進達事務	建築確認申請関係受理件数：205件 福祉のまちづくり条例届出受付数：0件 建築リサイクル受付件数：70件	福祉のまちづくり条例の整備対象施設について、すべての人が自由に行動できるような整備の指導を行った。（2件）

(3)安全・安心のまちづくり

地域の仲で全ての人が安心して暮らしていくことができるよう、子どもの安全対策の強化や、交通事故や犯罪、消費者取引トラブルの発生を防止する安全・安心のまちづくりを推進します。
また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図ります。

①子どもの安全の確保

- 家庭・学校等を通じて、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ことについての防犯意識の浸透に努めます。
- 学校施設の安全対策を強化するとともに、保護者・学校・地域の連携を図り、子どもの見守り体制の充実を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	学校教育推進室 ・教育総務課		160	安全管理事業	○市内小・中学校児童生徒	○登下校時や学校生活において、安全を確保し、安心して学校生活が送れるよう体制を整える。 ○学校活動における不慮の災害に備え、全児童生徒に災害保険を掛けることで、教育活動を円滑に進めていく。	○登下校時の安全確保のため、児童生徒に防犯ブザーや熊除け鈴を給付。 ○日本スポーツ振興センター災害保険への全児童生徒の加入推進	災害保険加入率：100% 災害給付金延件数：355件	○地域の方の協力を得て、児童生徒の登下校時の安全確保に努めた。
教育委員会事務局	学校教育推進室		161	安全教育推進事業	○市内園・小・中学校の園児・児童・生徒・保護者・教職員	○児童生徒の安全に対する資質・能力の向上 ○児童生徒の生命と安全を守るために教職員の指導力の向上	○危険回避のための情報提供（危機管理室との連携、学校への周知）	園児児童生徒の安全教室の実施：20回	○不審者声掛け事案等、発生時には素早い連絡体制で対応するとともに、市内小中学校の危機管理態勢確立へ向けて事案を共有し研修した。 ○全学校で防犯教室を行い、児童生徒の防犯意識を高めた。

②日常生活における安全の確保

- 生涯の各時期に応じた交通安全教育の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道、信号機、ガードレール等交通安全施設の整備を推進します。
- 高齢者や、子ども、女性など犯罪に弱い立場にある住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯活動の支援などを通じて犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。
- 消費者問題についての意識啓発や消費者教育を推進するとともに、相談体制など消費者保護・支援体制の充実を図ります。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	危機管理室		61	防犯活動推進事業	○防犯活動を行う市民団体及び防犯活動に関心のある市民	○防犯施策を推進し、防犯活動に利用し地域等防犯意識を認識してもらう。また、安芸高田警察署及び防犯関係団体との連携し、身近な犯罪件数を減少させる。	○青色防犯パトロール車による見守り防犯活動支援 ○防犯ベスト・腕章の貸与 及びステッカー・防犯手帳の配布	地域安全推進員69名	青色防犯パトロール車及び通学路沿線において、見守り活動を実施した。地域安全推進員は67名。内女性推進員は3名である。
総務企画部	危機管理室		65	交通安全推進事業	○市民	○交通安全に対する意識を持ってもらう	○春・夏・秋季におけるパレード、交通安全教室、テント村を開催する	交通安全パレード参加人数：135人 高齢者交通安全教室参加人数：350人 交通安全テント村啓発人数：150人 パトロール回数：24回 広報掲載回数：4回	各年代に応じた交通安全教育・交通安全運動期間における街頭指導・各種研修の参加に努めた。交通安全推進隊員は1名増員し、84名中7名の女性隊員が活動している。
市民部	市民生活課		67	消費生活推進事業	○消費生活事業の推進に関心及び消費生活に悩んでいる市民	○消費者生活問題に対する情報を提供し意識の高揚を図り、解決方法の助言、悩みの解消を図る。	○消費生活問題に関する専門の相談員を配置し相談に応じる。相談員不在時には国・県の消費生活相談センター等に紹介を行う *相談員1名が週に2回9:30~16:30まで相談に対応している。	消費生活相談件数：62件 (男性32件、女性30件) 相談窓口開催時間数：624時間	消費者問題の解決を行うとともに消費者被害の未然防止や拡大防止を図るために、消費生活相談員を1名配置している。平成21年度は、毎週1回水曜日の相談窓口開設だったが、本年度は相談体制充実のため、金曜日にも窓口を開設し、相談に応じ正しい情報の提供、解決方法の助言を行なった。 消費者を取り巻く環境は、経済社会の進展により、商品やサービスが豊富で便利になる一方で、クレジットカードの普及や通信販売・訪問販売など販売方法や取引形態の複雑化に伴い、事業者と消費者の間における様々なトラブルが年々増加する傾向にある。本年度は、高齢者の相談が半数を占め、その中でも金銭関係の相談や訪問販売の相談が上位を占めた。今後は、高齢者の契約トラブルに対して、被害を防止するための啓発活動に力を入れる必要がある。

③災害時における安全の確保

○高齢者や障害のある人、子ども、女性など災害に弱い住民の安全を確保するため、的確な災害情報の提供に努めるとともに、避難場所の周知徹底やコミュニティにおける住民連携協力による避難体制の確立などを推進します。

○避難場所が開設された場合、プライバシーの確保などできる限り住民一人ひとりの人権が確保された避難生活の維持に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った避難場所の運営管理を行います。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	危機管理室		53	防災体制整備事業	○市民及び職員	○住民の生命・財産を災害から保護するため、防災計画の検討・修正を行うとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の総合的な防災行政の整備・推進を図る。	○防災会議の開催し、地域防災計画の修正を行う。 ○平常時の防災対策及び災害の発生時またはそのおそれがある場合の対策・対応に当たる。	防災会議の開催：1回 非常食（乾パン）の備蓄：6,144食 毛布の備蓄：0枚	委員の交代（3名）があったものの、引き続き3名の女性委員さんに就任をいただき、女性の立場から、防災対策について幅広く意見聴衆を行った。

④若者が居住する環境づくりの促進

都市的魅力と田園の安らぎが調和した本市との特性を活かし、近接する都市へのアクセスや生活環境の整備、多様な就労の場の確保を推進し、UJTターンの促進による若者の定住を図ります。

また、保育や教育など地域における子育て支援の充実を図るとともに、若者のまちづくりへの参加を促進するよう、多様な活動の機会と場を提供します。

①定住基盤の整備

○地域高規格道路東広島高田道路、国道54号可部バイパスや上根バイパス以北、その他の国道・県道の整備の促進、主要市道の計画的な整備を進め、定住や交流の基盤となる体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

○JR芸備線の時間短縮や運行頻度の向上、生活交通サービスとしてのバス交通の維持を推進し、利便性の高い公共交通体系の整備を図ります。

○「安芸あきたかた広域ネットワーク」のより有効な活用を図り、豊かで便利な住民生活の実現を推進します。

○魅力ある定住の場としていくため、良質な市営住宅の提供、生活道路・上下水道の整備など安全で快適な生活環境づくりを進めます。

○農林水産業や商工業の中小企業対策の推進などにより地域産業の振興を図るとともに、6次産業化の促進や農業の企業化、起業の支援などを推進し、安定した就労の確保や新たに就業の場の創出に努めます。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	情報化推進室		24	地域情報格差是正事業	①民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域のインターネット利用希望者 ②地上波デジタル放送が受信できないテレビ共同受信施設組合、及び新たな難視地域の市民	①民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域(吉田町小山・竹原地域、甲田町小原地域の一部)について、5GHz帯無線アクセス及び行政イントラ(光ファイバー)を活用した安芸高田市運営によるインターネット接続 ②地上波デジタル放送が受信できるよう、既設のテレビ共同受信施設の改修に係る助成、及び新たな難視地域のテレビ共同受信施設新設に係る助成の実施	無線アクセスサービス加入世帯(累計)：125件		豊かで便利な住民生活の実現を推進するため、地域による情報格差を是正するよう、広域ネットワークの有効利用を図った。
産業振興部	地域営農課		383	農産物産地育成事業	○野菜等の農産物生産者	○施設野菜等生産者の拡大による生産量増 ○加施設面積の拡大による周年生産面積の拡大	○国県補助事業や市単独での補助事業の活用による野菜の施設化の推進、土地利用型野菜の作付拡大、栽培技術指導員の設置など ※市単独でのパイプハウスの建設助成(ハウスは100m ² 以上、補助率30%、補助金の上限1,500千円、ミニハウスは50m ² 以上、補助率20%、上限別途規定)	補助金給付件数：7件 施設整備面積：1690.8m ²	地産地消を推進し、地域産業の振興を図るとともに、農産物の加工等による6次産業の振興により、新たな就業の場づくりを行った。
産業振興部	商工観光課		398	雇用対策事業	○市内3高校の生徒、市内企業	○働くことの意義・価値等を理解させ進路意欲を高める啓発活動・人材育成の支援を行うことにより、雇用の安定供給・労働力の市内確保等を図りもって本市経済の健全な発達に寄与する。	○市内3高校が開催する職場訪問事業等に対して補助金を支出す。 ○市内企業等就職内定者に対しての合同研修の開催。	研修会参加者数：19人 職場訪問者数：158人	雇用対策協議会を2回開催し、教育委員会、中学校長会、県立高等学校長、商工会、工業会幹事会、ハローワークに参集していただき、今後の安芸高田市における雇用対策について協議を行った。 また、市内の企業等の就職内定者を対象に合同研修会を行った。 県立吉田高等学校の1年生市内企業職場訪問に対し、補助金を交付した。

②定住を支える環境づくりの推進

- 安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長するよう、保育サービスの充実をはじめとする地域における子育て支援の充実を図ります。
- 教育内容の充実や安全で快適な教育環境の整備を推進し、安心して子どもを委ねることのできる学校教育の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。
- 若者にとって愛着の持てる地域としていくため、若者のまちづくりへの積極的な参加を促進するとともに、多様な活動の機会と場の提供を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	まちづくり支援課		128	まちづくり委員会開催事業	○まちづくりや市民自治などの活動を行っている市民。	○地域振興組織の活動連携や情報交換などを通じて活動の充実と継続性を確保するとともに、日々の地域活動を通して得られた地域の意見や要望などを市の施策に反映させるシステムを構築する。	○6つの連合組織から各5名づつ選出された30人の委員による2回の委員会と、12名又は6名の委員による3つの小委員会を開催し、地域の意見や要望等について協議する。	委員会開催回数：3回 小委員会開催回数：13回	まちづくりへの積極的な参加の促進を図った。若者をはじめ市民自らがまちづくりの取組を推進するため、活動連携や情報交換を行う。
教育委員会事務局	学校教育推進室		156	特色ある学校づくり事業	○幼稚園、小中学校及びその児童生徒、教職員	○教職員の指導力向上、各学校ブランド(伝統と特色)の創造による教育の質的向上を図る。 ○地域に根ざした教育活動を展開することにより、児童生徒の地域を愛する心、感謝の心等豊かな心を育成する。 ○地域との連携により開かれた学校づくりを進める。	○教職員の指導力向上のための教育研究推進への助成 ○地域体験学習や伝統的な教育活動推進への助成	事業実施1校あたりの予算額：20 事業実施園児児童生徒一人当たりの予算額：2,335円	郷土理解学習、小中等の学校間連携教育、きらり通学合宿等、安芸高田市の独自性を打ち出した教育を展開し、教育の質的充実を図った。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。公立保育所の施設の維持管理と事務の調整。	入所乳幼児数：594人 定員数：810人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課	再掲	306	ファミリーサポートセンター事業	○育児支援が必要と認められる世帯 ○小学校3年生までの子どもとその保護者（障害等のある子どもの場合は中学3年生まで）	○育て中の保護者の負担軽減 ○家庭的なサポートによる子どもの健全育成 ○子どもを預ける保護者（依頼会員）と預かる市民（提供会員）の育児支援ネットワークの形成	○子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○依頼会員の希望に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をし、子育ての知恵を伝えたり子どもの成長をともに見守る体制を作る	提供会員登録数：69人 依頼会員登録数：80人 利用回数：381回 利用時間数：482. 16時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。

(5)女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実

女性への人権侵害の重大な問題であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題である女性に対する暴力の根絶に向け、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、女性の相談窓口の充実を図り、相談しやすい環境を整備します。

①女性に対する暴力の発生防止

- 家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶するため、資料の作成や情報の提供、講座・セミナーの開催などを通じた意識啓発を進め、女性に対する人権の尊重を図り、暴力は犯罪であるとの意識の浸透に努めます。
- 関係機関と連携し、配偶者からの暴力やストーカー被害女性の保護と自立に向けた支援を行います。
- 被害対策の充実を図り、被害者への的確な支援を行うため、警察、病院、民間支援団体とのネットワークづくりなどを進め、情報提供など連携を強化します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	危機管理室		60	防犯啓発推進事業	○市民が安全で安心して暮らせるよう、安芸高田市に居住、団体活動、勤務を行っている市民	○防犯施策を推進及び啓発活動を実施し犯罪被害を防止するため防犯意識を持ってもらう。また、相談事や悩み事の解決方法を助言し悩みを取り除いてあげる。	○安全・安心に関する講演、シンポジウム、資料展示などの啓発推進及び、メール連絡網を活用した安全安心情報の発信	安芸高田市民のつどい参加者数：881名 安全安心情報発信：26件 メール連絡網会員数：421人	配偶者からの暴力やストーカー被害女性の保護・相談について、引き続き関係機関と連携し支援を行った。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶の講座等を開催し意識啓発を図った。広報紙で電話相談窓口の案内等周知に努め、ポスターの掲示、パンフレットの配布などを行った。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	323	母子自立支援事業	○母子・寡婦(DV被害者を含む)	○生活の安定を図り、自立を促進していく	○母子寡婦福祉社会補助金事業。安芸高田市母子寡婦福祉連合会へ活動費補助金を交付する。 ○児童扶養手当事業。父と生計を同じくしていない世帯に手当を支給する。 ○DV被害を受けた母子の身辺保護と生活再建のための施設措置に関する委託料の負担（相談・保護一切の事務）。	児童扶養手当：214世帯 母子生活支援：30件 母子寡婦福祉会会員数：184人	ひとり親家庭の福祉向上を図るために、相談対応や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業により、生活の自立を促進した。

②セクシャルハラスメント防止対策充実

- セクシャル・ハラスメントに対する正しい理解と対応を促進し、その防止を図っていくため、資料の配付・セミナーの開催などによる意識啓発に努めます。
- 行政・学校においては、研修等を行い、職員や教職員の意識啓発に努めます。
- 性の商品化を防止するため、社会環境の浄化や健全育成の推進を図るとともに、女性の人権を尊重する学校教育や生涯学習を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業者)	○男女平等の意識を、市民に広く浸透啓発するとともに、男女共同参画社会の実現をめざす	○啓発資料の作成・配布や啓発講座を開催することにより市民の男女共同参画社会の実現を図る	講座等参加者数：534人	セクシャル・ハラスメントに対する正しい理解とその防止を図るために、講座等を開催し意識啓発を図った。発生を予防・根絶の意識啓発広報、電話相談窓口の案内等周知に努め、ポスターの掲示、パンフレットの配布などを行った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		130	青少年育成啓発事業	○市内の青少年育成団体及び、青少年育成に関わるすべての市民を対象とする。	○青少年が社会における自らの役割と責任を自覚し、豊かな個性と能力を培い、心身ともに健やかにたくましく成長する環境づくりを推進する広報啓発を行うとともに、市内の青少年育成団体の活動の活性化を図り、青少年健全育成を推進する。	○青少年育成団体に対して活動助成金を交付し、市内各地域ごとに(旧6町)で、学校、PTA、民政児童委員協議会、保護司会、地域振興会、スポーツ少年クラブ等へ呼びかけを行い、事業参画していただく。補事業推進にあたっては、市職員が事務局を統括し中心的な役割を担う。市内の主な行事は、青少年の意見主張(5回)、あいさつ声かけ運動(6地域)、一般研修・指導者研修)、青少年標語募集、その他にも、啓発用懸垂幕の設置、チラシ・広報誌の配布など。	指導者研修会参加者数：295人 青少年の意見主張参加者数：1,230人 11月のあいさつ運動実施：11回	青少年を心身ともに健やかにたくましく成長させるための社会環境づくりを推進するため、関係機関と連携を図り、あいさつ運動など具体的な実践を行なった。 また、市民会議主催の研修会では「親業 子どもの安全安心を守る」と題した講演会を行い、性別で役割を固定化するのではなく、人として子どもの関わることが重要であることを研修した。
市民部	人権多文化共生推進室		132	図書類自動販売機等立入調査事業	○市内の図書類取扱店及び図書類自動販売機設置届者	○青少年を取り巻く社会環境の整備を図る	○図書類自販機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年育成に対する理解を求め不適切なものについては指導をする。7月に自動販売機の調査、11月に書店等の調査を行い、必要があれば県職員が同行する特別調査(悪質と思われる箇所のみ)を行う。	図書類自動販売機立入調査件数：35件	性の商品化を防止するため、図書類自販機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年の健全育成の推進を図った。図書類自動販売機立ち入り調査については、チラシの事前配布と定期的な巡回により関係者の自主規制意識が浸透してきている。
教育委員会事務局	学校教育推進室	再掲	177	人材育成事業	○幼稚園、小中学校教職員	○教職員の専門性の向上と職能成長を図る。 ○管理職の学校経営力及び校務運営能力を向上させる。	○管理職及び主任等の研修会の実施 ○人事評価実施 ○各種教育研究団体への負担金納付 ○校内研修講師謝金配当 ○教職員研修会参加負担金助成	研修会参加者数：240人 校内研修会参加者数：240人 管理職研修参加者数：41人	○管理職及び主任研修会を年間を通して実施し、教職員の指導力の向上、職能成長を図った。 ○児童生徒理解、共感的な生徒指導、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の不祥事防止などについて、研修した。
総務企画部	総務課		437	職員研修事業	○安芸高田市職員	○自治体職員としての基礎能力の向上や必要な専門的知識の習得を図り、業務遂行能力の向上を図る。 ○職員としての使命感やモラル意識、責任感の醸成を図る。	○職位に応じた能力開発を行うための階層別研修のほか、基礎能力の向上や専門的知識の習得に必要な研修を全体研修の手法により実施する。 ○研修機関等に職員を派遣し、短期集中的に専門的知識・能力が習得できるよう派遣研修を実施する。	階層別等研修参加者数：1,356人 広島県自治総合研修センター参加者数：162人 派遣研修参加者数：6人 研修所研修(特別研修)参加者数：77人	意識改革、能力開発を図っていくことを推進するとともに、総合的な行政能力の向上を図ることを目的として、女性職員ステップアップセミナーへ継続的な取り組みとして毎年2名ずつ職員を派遣している。また、職員のハラスメント防止に関する要綱を定めた。

③相談体制の充実

- 女性が直面する問題に対し、プライバシーに配慮しながら的確かつ敏速な対応や支援を行うことができるよう、生活に関する相談や母子・女性・家庭相談など相談体制の充実を図ります。
- 複雑・多様化する相談内容に的確に対応していくため、各種研修会への参加等を進め、相談員の資質向上を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
総務企画部	危機管理室	再掲	60	防犯啓発推進事業	○市民が安全で安心して暮らせるよう、安芸高田市に居住、団体活動、勤務を行っている市民	○防犯施策を推進及び啓発活動を実施し犯罪被害を防止するため防犯意識を持つもらう。また、相談事や悩み事の解決方法を助言し悩みを取り除いてあげる。	○安全・安心に関する講演、シンポジウム、資料展示などの啓発推進及び、メール連絡網を活用した安全安心情報の発信	安芸高田市民のつどい参加者数：881名 安全安心情報発信：26件 メール連絡網会員数：421人	女性への暴力問題等に対し、引き続き、関係機関と連携しながらプライバシーに配慮した相談体制の構築に努めた。
吉田人権会館		再掲	238	総合相談事業(吉田)	○悩みを持つ市民	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談の適正指導を行うことで、早期解決を目指す	○悩みを持つ市民に、専門の相談員複数により定期総合相談を開催し、専門性を發揮して助言や、悩みを取り除く	巡回相談受付件数：365件 総合相談会受付件数：32件 相談員研修への参加者数：61人	女性の相談者に対しては、女性が対応するよう配慮しながら支援を行った。また、研修会を開催し相談員の資質の向上を図った。
八千代人権福祉センター		再掲	239	総合相談事業(八千代)	○悩みを持つ市民・相談を受ける担当者	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上を行ない、相談内容に対して適正な指導を行なうことで、悩み事の早期解決を目指す。	○来館が難しい市民に対して出向いての対応や、来館相談者に対して職員が対応する。	巡回相談：80件 一般相談：81件	女性の相談者に対しプライバシーはもとより、女性に対する配慮をしながら支援を行った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成22年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H22年度分事業評価) ※「赤字」概要版に掲載
たかみや人権会館		再掲	240	総合相談事業(高宮)	○各種問題の悩みを持つ市民	○悩みを聞いてその解決方法の助言や悩みを取り除く	○地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行なう。 ○職員・相談員の資質向上のための各種研修〔相談員連絡会〕	巡回相談世帯数：48戸 一般相談件数：361件 相談員研修回数：17回	女性の相談者に対してプライバシーはもとより、女性に対する配慮しながら支援を行う。さらに、特に高齢者に対しては、相談事項の解決までには、長期化傾向にあり、粘り強い相談と信頼関係確立に重点を置き対応した。併せて、相談員の更なる資質の向上のため研修を行った。
甲田人権会館		再掲	241	総合相談事業(甲田)	○悩みを持つ市民及び担当者。	○開設相談や訪宅相談を行い、悩みごとを聞きながら解決方法の助言や指導を行うことで早期解決を目指す。 ○各種研修会に参加し担当者の資質向上を目指す。	○生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 ○相談しやすい館運営と職員・相談員の資質向上のため各種研修やケース会議を行う。 ○相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。	地域巡回相談件数：65件 一般相談件数：934件 相談員研修回数：24回	相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっている。 相談員は各種研修会に出席し、資質向上を図る。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	323	母子自立支援事業	○母子・寡婦(DV被害者を含む)	○生活の安定を図り、自立を促進していく	○母子寡婦福祉会補助金事業。安芸高田市母子寡婦福祉連合会へ活動費補助金を交付する。 ○児童扶養手当事業。父と生計を同じくしていない世帯に手当を支給する。 ○DV被害を受けた母子の身辺保護と生活再建のための施設措置に関する委託料の負担(相談・保護一切の事務)。	児童扶養手当：214世帯 母子生活支援：30件 母子寡婦福祉会会員数：184人	ひとり親家庭の福祉向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業により、生活の自立を促進した。